



国民の森林・国有林

立木 第2回

資格付一般競争

入札の御案内

令和6年10月22日 施行

10時00分入札開始

※代理人の入札への参加

①委任状の提出

競争参加有資格者本人が入札当日に出席せず、代理人が入札に参加する場合は、「委任状」（別紙1-1）の提出が必要となり、委任状の提出のない者は入札に参加することはできません。なお、年間を通じて代理人に委任する場合は、当該年度を有効とする「委任状」（別紙1-2）を提出すれば、入札の都度委任状を提出する必要はありません。

②入札書

「入札書」（別紙2）に入札者の住所、商号又は名称、代表者氏名とともに代理人氏名の記入が必要となります。

なお、この場合には入札者の代表者印は不要です。

〒979-0201 福島県いわき市四倉町字東二丁目170-1

磐城森林管理署

☎ 0246 代表 (66) 1234

FAX (66) 1255

公 売 公 告

令和6年9月20日

分任契約担当官

磐城森林管理署長 高塚 慎司

下記のとおり立木の一般競争入札を実施します。販売物件明細書及び国有林野事業林産物売買契約約款を参照し現物熟覧のうえ、国有林野の産物売払規程（昭和25年5月17日農林省告示第132号）及び関東森林管理局署等競争契約入札心得を厳守し入札して下さい。

記

1 入札及び開札の日時

令和6年10月22日（火）

入札開始 10時00分（受付開始 9時45分 受付締切 10時00分）

締切後即時開札

2 入札及び開札の場所

磐城森林管理署 2階 入札

3 郵便入札

認めます。

（1）送付場所 〒979-0201

福島県いわき市四倉町字東2丁目170-1 磐城森林管理署

（2）到着期限 令和6年10月21日（月） 17時15分必着。

* 郵便入札の到着期限を入札前日の営業日としているのでご注意ください。

* 上記の期限以後、到着したものは、無効とします。

（3）その他留意事項

物件番号ごとに内封筒（物件番号記載）に入札書を入れ、外封筒には「立木公売入札書在中」と朱書し、書留または配達証明でお送り下さい。

なお、入札書の日付は、入札日当日として下さい。

詳細は「郵便入札をされる方へのお願い」（別紙9）のとおりです。

4 入札物件

(1) 次の事項については、別添「販売物件明細書」のとおりです。

ア 売払番号

イ 物件所在地

ウ 伐採種（主伐・間伐等）

エ 国有林・分収造林・分収育林・官行造林の区分

オ 搬出期間

カ 樹種・数量・収穫面積

(2) 物件毎の特約事項・入札条件等については、特約事項ならびに特約事項（立木販売）（伐採・搬出、森林作業道等作設）（別紙4）を参照して下さい。

5 入札参加者の資格

令和2年度から令和6年度の林産物の売払いに係る「一般競争参加資格確認通知書（林産物の売払）」の交付を各森林管理局長より受けている者に限ります。

但し、次の事項に該当する者は参加することが出来ません。

(1) 予算決算及び会計令第70条に該当する者。

(2) 予算決算及び会計令第71条に該当する者。

(3) 開札の日に、関東森林管理局長から一般競争参加資格を停止されている者。

6 入札保証金

免除します。

但し、落札者が契約を結ばないときは、入札金額の100分の5に相当する違約金を徴収します。なおこの場合、競争参加資格の取り消し、又は付与しないことがあります。

7 契約保証金

免除します。

8 入札金額及び消費税

(1) 入札金額は消費税抜きの金額を記入して下さい。誤って消費税を加算した金額を記入した場合でも入札は有効とし、入札後には誤りの訂正及び取消は認めないので注意願います。

(2) 入札書に記載された金額に消費税相当額10%を加算した金額（円未満の端数切捨て）をもって落札金額及び契約金額とします。

なお、契約締結以後、当該契約において特に契約書等で金額が明示されているものを除き、当該契約に係る違約金、延滞金、率で表わされるものについては、全て消費税額が加算された総契約額が対象となります。

9 入札における留意事項

(1) 代理人の入札への参加

ア 委任状の提出

競争参加有資格者本人が入札当日出席せず代理人が入札に参加する場合は、「委任状」(別紙1-1)の提出が必要となり、委任状の提出のない者は入札に参加することはできません。

なお、年間を通じて代理人に委任する場合は、当該年度を有効とする「委任状」(別紙1-2)を提出すれば、入札の都度委任状を提出する必要はありません。

イ 入札書

「入札書」(別紙2)のとおり、入札者の住所、商号又は名称、代表者氏名を記入するとともに代理人氏名の記入が必要となります。

なお、この場合には入札者の代表者印は不要です。

(2) 無効の入札

次の各号の一に該当する入札は無効とします。

ア 競争に参加する資格を有しない者のした入札

イ 委任状を持参しない代理人のした入札

ウ 所定の入札保証金の納付又は入札保証金に代わる担保の提供をしない者のした入札

エ 記名を欠く入札

オ 金額を訂正した入札

カ 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札

キ 明らかに談合によると認められる入札

ク 同一事項の入札について同一人が2通以上なした入札又は入札者若しくはその代理人が他の入札者の代理をした入札

ケ 入札時刻に遅れてした入札

コ 暴力団排除に関する誓約事項(別紙3)について、虚偽又はこれに反する行為が認められた入札

サ その他入札に関する条件に違反した入札

(3) 落札者の決定

ア 開札は、指定した場所及び日時に、入札者の面前で行い、予定価格以上で最高の価格を持って入札した者を落札者とします。ただし、落札となるべき入札をした者が2名以上のときは、直ちに「くじ」で落札者を決定します。

イ 落札宣言後は、錯誤等を理由に入札無効の申し出があっても、受理しません。また、どのような事由があっても落札を無効にすることはできません。

1 0 契約の成立及び締結期限

- (1) 契約の締結は、契約書の作成を必要とし、双方記名押印した時に成立とします。
- (2) 契約の締結期限は令和6年10月31日(木)までとします。

1 1 代金の納付期限

代金の納付期限は、契約締結日から起算して20日以内とします。

1 2 代金の延納

- (1) 1件の売払契約代金が150万円以上の物件において、国の所有に属する物品の売払代金の納付に関する法律(昭和24年法律第176号)の定めるところにより認めます。(年利1.10%)
延納利息代金の計算方法は以下のとおりです。
$$\text{延納利息代金} = (\text{契約代金} \times \text{延納期間} \times \text{延納利率}) \div 365 \text{日}$$

ただし、分収林契約者の持分に係る代金については、延納は認めません。
- (2) 延納担保の提供期限は契約締結日から起算して20日以内とします。
- (3) 延納期限は、1,000㎡未満は6ヶ月以内、1,000㎡以上は10ヶ月以内とします。

1 3 物件の引渡

- (1) 物件の引渡期限は、国有林野の産物売払規程第34条第1項及び国有林野事業林産物売買契約約款第7条第1項に基づき、代金の全部又は代金延納担保の提供があった日から15日以内とします。
- (2) 物件の引渡は、買受人立会による引渡しをしないことについての買受人の同意を得られる場合には、国有林野の産物売払規程第34条第3項第2号及び国有林野事業林産物売買契約約款第7条3項に基づき、みなし引渡を特約することも可能です。この場合、代金の全部の納入のあったとき、または代金延納担保の提供があった時に引渡しがあったものとみなします。金融機関の発行する領収書等を磐城森林管理署へ必ず提示してから搬出して下さい。
- (3) 引渡を受けた時は、国有林野の産物売払規程第35条に基づき、引渡領収書を磐城森林管理署長に提出して下さい。

1 4 各規程等の閲覧場所

- (1) 販売物件明細書、契約書案
 - ア 販売物件明細書：磐城森林管理署又は磐城森林管理署のホームページで閲覧して下さい。
 - イ 契約書(案)：磐城森林管理署で閲覧して下さい。
磐城森林管理署のホームページアドレス
<http://www.rinya.maff.go.jp/kanto/iwaki/index.html>

(2) 各規程等

- ア 国有林野事業林産物売買契約約款
- イ 国有林野の産物売払規程
- ウ 関東森林管理局署等競争契約入札心得
- エ 各種様式（別紙 1：委任状、別紙 2：入札書）

上記ア～エは関東森林管理局のホームページにて閲覧できます。

<https://www.rinya.maff.go.jp/kanto/apply/publicsale/wood/index.html>

ホームページを閲覧できない方は、磐城森林管理署業務グループ（経営担当）へお問い合わせ下さい。

関東森林管理局のホームページアドレス

<https://www.rinya.maff.go.jp/kanto/welcome/index.html>

15 その他留意事項

- (1) 入札参加者は、入札書の提出をもって「暴力団排除に関する誓約事項」（別紙 3）に同意したものとします。
- (2) 本物件は、売買契約書において「持続可能な森林経営が営まれ、伐採に当たって森林に関する法令に照らし手続きが適正になされた森林の立木である」ことを証明します。なお、この記載内容をもって木質バイオマス証明となります。
- (3) 発電用バイオマス証明に関しては、買受人自らが本売買契約書の写しを添付し、任意様式により証明して下さい。
- (4) 本物件は、「福島県民有林の伐採木の搬出に関する指針について」（平成 26 年 12 月 17 日付け福島県農林水産部部長通知）に準拠し、事前に空間放射線量率の測定を実施し 0.50 μ Sv/h 以下であること、また、0.50 μ Sv/h 超の場合は、樹皮の放射線物質濃度が 6,400Bq/kg 以下であることを確認しています。なお物件毎の測定結果は、別紙 4 に示すとおりです。
- (5) 適格請求書（インボイス）の交付について

ア 国は適格請求書発行事業者です。

イ 民収分を含まない物件については、売買契約書に登録番号等の必要事項を記載しますので、納入告知書とあわせて適格請求書（インボイス）の交付とします。

ウ 民収分を含む物件（分収造林・分収育林・官行造林）については、適格請求書（インボイス）の交付は売買契約書に別紙 4-1「売買代金明細書」を添付することとし、納入告知書とあわせて適格請求書（インボイス）の交付とします。なお、民収分も国が販売の実際の実施者であることから、「媒介者交付特例」を適用して国から交付します。

現時点（公告時点）における仕入税額控除の対象となる消費税額は、適格請求書発行事業者（課税事業者）の分のみとなり、物件の入札書に記載された金額に対する割合は、別紙 4-2 のとおりです。

入札に際し、注意願います。

詳細については下記ページをご覧ください。

https://www.rinya.maff.go.jp/j/kokuyu_rinya/kokuyuurinya_invoice.html

16 お問い合わせ

不明の点は、下記までお問い合わせ下さい。

〈問合せ先〉

磐城森林管理署 業務グループ（経営担当）

電話番号 0246-66-1234 FAX 番号 0246-66-1255

お知らせ

農林水産省の発注事務に関する綱紀保持を目的として、農林水産省綱紀保持規程（平成19年農林水産省訓令第22号）が制定されました。この規程に基づき、第三者から不当な働きかけを受けた場合は、その事実をホームページで公表するなどの綱紀保持対策を実施しています。

詳しくは、当ホームページの「発注者綱紀保持対策に関する情報等」をご覧ください。

<http://www.rinya.maff.go.jp/kanto/apply/publicsale/koukihoji/index.html>

委 任 状

代理人氏名

上記の者を私の代理人と定め、下記権限を委任します。

記

- 1 入札年月日 令和 年 月 日
- 2 件 名
- 3 入札に関する一切の件

令和 年 月 日

住 所

商号又は名称
代表者氏名

分任契約担当官
磐城森林管理署長 殿

注意：代理人が入札を行う場合は、必ず委任状を提出して下さい。

なお、当該年度を有効とする年間委任状（別紙 1 - 2）を提出し、その代理人に入札させる場合は、本委任状を提出する必要はありません。

ただし、その場合、各署等ごとに委任状の提出が必要となります。

委 任 状

私は、都合により を代理人と定め、下記の権限を委任します。

委 任 事 項

- 1 入札に関する一切の件
- 2 見積もりに関する事項
- 3 委任期間

令和 年 月 日 から 令和 年 月 日

令和 年 月 日

住 所

商号又は名称
代表者氏名

分任契約担当官
磐城森林管理署長 殿

入 札 書

入札番号 第 号

億	千万	百万	十万	万	千	百	十	円

ただし、上記金額は消費税相当額を除いた金額であるので、契約額は上記金額に消費税相当額を加算した金額となること及び関東森林管理局署等競争契約入札心得を承知のうえ、入札します。

令和 年 月 日

分任契約担当官

磐城森林管理署長 殿

(入札者)

住 所

商号又は名称

代表者氏名

(代理人)

氏 名

(注意事項)

- 1 金額は、円単位とし、アラビア数字を持って明記すること。
- 2 代理人による入札の場合は、「住所」、「商号又は名称」及び代理人の「記名」を行うこと。

別紙2(記入例)

第 〇 番札
↑記入しない

【記入例】

入 札 書

入札番号 第 〇 号

億	千万	百万	十万	万	千	百	十	円
	¥	1	2	3	4	5	6	7

ただし、上記金額は消費税相当額を除いた金額であるので、契約額は上記金額に消費税相当額を加算した金額となること及び関東森林管理局署等競争契約入札心得を承知のうえ、入札します。

令和 〇 年 〇 月 〇 日

分任契約担当官

磐城森林管理署長 殿

(入札者)

住 所 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地

商号又は名称 株式会社 〇〇〇〇

代表者氏名 代表取締役 〇〇 〇〇

(代理人)

氏 名

(代理人による入札の場合)

△△ △△

(注意事項)

- 金額は、円単位とし、アラビア数字を持って明記すること。
- 代理人による入札の場合は、「住所」、「商号又は名称」及び代理人の「記名」を行うこと。

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記 1 及び 2 のいずれにも該当せず、また、将来においても該当しないことを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、貴署の求めに応じ、当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表）を警察に提供することについて同意します。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- （1）法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- （2）役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- （3）役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- （4）役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- （5）役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- （1）暴力的な要求行為を行う者
- （2）法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- （3）取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- （4）偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- （5）その他前各号に準ずる行為を行う者

上記事項について、入札書の提出をもって誓約します。

特 約 事 項

1. 物件の引き渡しについて

買受人が現地を確認したもので、同意が得られた場合には、「買受人立会いによる引き渡しは行わないものとする」いわゆる「みなし引渡し」とする事としますのでご協力願います。この場合、物件の引渡し等は次のとおりとなります。

- (1) 代金の全部(売払規程第 27 条第 2 項の規定による違約金を徴収する場合にあっては、代金の全部及び当該違約金)の納入があった時、又は代金延納担保の提供(売払規程第 29 条第 2 項の規定による違約金を徴収する場合にあっては代金延納担保の提供及び当該違約金の納入)があった時(代金延納担保の提供を免除する旨の特約がある場合には契約締結の時)に引渡しがあったものとみなすものとする。
- (2) 買受人は前記(1)により、引渡しがあったものとみなした時の日付をもって引渡し領収書を森林管理署長に提出するものとする。

2. 作業着手前

- (1) 「立木販売箇所の事業計画書」の提出については、後掲「特約事項(立木販売)(伐採・搬出、森林作業道等作設)」のとおりです。なお、提出していただいた計画書については労働安全衛生の確保に資するため、関係労働基準監督署に情報提供いたしますのでご承知おき願います。
- (2) 作業着手前には、事前に該当森林官等へ連絡し、官民界及び販売区域等の確認を求めてください。官民界または販売区域を超えて伐採(誤伐)しないようにお願いします。
- (3) 国有林内既設作業道及び土場敷(以下「既設作業道等」という)については無料利用承認申請によらず現況により使用することを承認します。なお既設作業道等以外へ、契約区域外で新規に搬出路や土場敷を作設する場合には、無料利用承認申請が必要となりますので該当森林官等へ連絡し、手続きを行ってください。
- (4) 搬出路作設等の理由により、契約対象外の立木を伐採する必要がある場合は搬出支障木の手続きに時間を要することから、余裕をもって該当森林事務所に申し出てください。なお、作業着手前に、必ず搬出支障木の売買契約代金納入のうえ金融機関の領収印のある納入告知書の写し(分収林契約箇所については、民収分の代金振り込み証書の写しも添えて)を森林管理署に提出してください。また、搬出関係で幼齢造林地を通過する場合、支障木は必要最小限にとどめるよう計画してください。
- (5) 保安林の制限のある買受物件区域外での搬出路や土場等を作設又は利用がある場合は、土地の形質変更及び立木の伐採について、買受人における県知事への協議が必要となります。支障木の調査及び手続きには時間を要することから、作業着手前に余裕をもって該当森林事務所に申し出てください。
- (6) 民有地を搬出等に使用する場合、民有地の所有者との交渉は、買受人が行ってください。また、公道等の利用における申請等については、買受人において所定の手続きを行うことになります。土場の作設・ガードレールの撤去など公道を使用する場合は、道路占用許可を受けてください。万一、道路等周辺施設に損傷を与えた場合は、買受人が当該所有者と協議のうえ買受人の負担により修復または賠償等を行っていただくこ

となります。

3. 伐採及び搬出作業の実施

- (1) 買受けた物件については、全て伐倒及び搬出してください。特別な理由により立木を残す場合は、あらかじめ森林官等と協議してください。
- (2) 「官民境界標識」の毀損、亡失等の無いように留意願います。万一、毀損亡失等があった場合は、買受人の負担で復元していただくことになります。
- (3) 択伐・間伐など、森林の一部の立木を伐採するに際し、契約対象外の立木の保護その他当該森林の保護に努めてください。
- (4) 末木枝条、残材、根株等を沢の付近や土場周辺に放置しないでください。また、搬出路に水切り等の排水施設を適切に整備し、降雨時に泥水等が直接沢や林道公道等に流出しないようにしてください。特に、洗い越し等の沢付近での作業は、下流への影響が少なくないため、荒天前後などは特に留意してください。
- (5) 買受人は、労働安全衛生、山林火災及び、天候の急変等に十分注意し、作業を実施してください。万一、労働災害等が発生した場合は、該当森林官等もしくは、森林管理署へ連絡してください。また、狩猟期間中及び猟銃による有害鳥獣駆除の実施時には「作業中につき発砲禁止」等と表示した看板等を事業地の入り口等の分かりやすい箇所に提示してください。
- (6) 搬出路作設については、後掲「特約事項(立木販売)(伐採・搬出、森林作業道等作設)」のとおりとします。販売区域内の工作物、水路、歩道等については、損傷させることのないようにお願いします。損傷させた場合については、原状復旧していただきます。
- (7) 販売箇所下方に人家、道路、鉄道その他重要な保全対象が存在する場合には、伐倒木、丸太、枝条・残材、転石等が落下しないようにお願いします。

4. 作業完了後

- (1) 作業終了時には、該当森林官等へ「作業完了」の旨連絡し、現地の確認を受けてください。

5. その他

- (1) 上記のほか、現地案内の際に提示する事項についても遵守してください。

特約事項(立木販売)

(伐採・搬出、森林作業道等作設)

- 1 買受人は、「主伐時における伐採・搬出指針」を遵守しなければならない。
ただし、指針3の①及び⑤は適用しない。
- 2 買い受けた物件の対象木は、全て伐倒・搬出すること。立木を残す場合には、当該事業地を管轄する森林官等(以下「森林官」という)と協議すること。
- 3 買受人は伐採・搬出・運搬作業の際には、以下の項目を遵守し施工すること
 - (1)「境界標」や「保存木」等を損傷させないように十分配慮すること。損傷等を与えた場合には、買受人の責任に於いて復元等を行うこと。
 - (2)作業中に発生した末木枝条・伐根等(以下「末木枝条等」と言う。)については、極力木質バイオマス資材等への有効活用に努めることとし、やむを得ず伐採現場に残す場合は、造林事業の支障とならないよう以下の点に留意すること。
 - ① 末木枝条等は2m以下とし、可能な限り細かくすること。
 - ② 末木枝条等は森林作業道等(以下「作業道」という)沿いの緩斜面又は搬出路上(幹線となっている搬出路は除く)に適切に集積すること。その際、末木枝条等が大きく積み上がりすぎないように分散して集積するとともに、沢には入らないようにすること。
 - ③ 作業道上(幹線となっている搬出路は除く)に集積する場合は、谷側の幅員1mの範囲には集積せず、造林事業時の歩道として使用できるようにしておくこと。
 - ④ 造林事業時の足場の安全確保、効率的な造林事業の実行を担保するため、集積した末木枝条等には絶対に土を被せないこと。
 - ⑤ 搬出終了時には、森林官に確認の上、片付け等の指示に従うこと。また、手直しも想定されることから、森林官への確認は林業機械収去前とすること。
 - (3)搬出等で民有地を利用する場合は、買受人において当該地権者から使用の承諾を得ること。
 - (4)搬出に利用した林道、作業道は事業終了後、森林官に路面整正の要否を確認し、指示に従うこと。
 - (5)公道利用における申請については、買受人において所定の手続きを行うこと。
また、生活道路の通行にあたっては、当該道路を使用する近隣住民への支障が無いよう措置を講じること。
 - (6)法令制限林(保安林等)内での作業については、当該許認可権限を持つ機関に届出・申請の手続きが必要となる場合がある(1号物件、2号物件)。
手続き等は、当該許認可権限を持つ機関及び森林官と調整の上、買受人において確実に行うこと。

4 事業計画書等の提出及び承認

- (1) 買受人は、現地を精査の上、「立木販売箇所の事業計画書(別紙6)」を作業に着手する15日前までに森林官を経由の上、磐城森林管理署長へ提出し、その承認を受けること。なお、法令制限林において3(6)の手続きを行う必要がある場合には、その手続きの完了をもって承認を行うため、承認に時間を要する場合がある
- (2) 事業計画書には、作業道の路網計画を明示した図面を添付すること。添付する図面は、別途作成する図面(保安林協議又は労働安全衛生規則等に基づき作成するものなど)を使用して差し支えない。ただし、等高線、予定線形、総延長、路網密度、幅員、土場の箇所等が記載されたものであること。また、「伐採及び搬出に係るチェックリスト(別紙6)」の内容を確認の上、添付すること。
- (3) 買受人は(1)で承認を受けた作業道の路網計画に変更する必要があるときは、その変更について森林官を経由の上、磐城森林管理署長に提出し、その承認を受けること。
- (4) 買受人は、(1)及び(3)に基づいて提出した事項について、磐城森林管理署長の承認を受けた後に着手すること。

5 買受人は、作業道を作設する必要があるときは、以下の項目を遵守し施工すること。

(1) 路網

ア 配置

路網は、フォワーダ等車輛系林業機械(以下、林業機械等という)が安全に走行でき、かつ作業システムの効率性が効果的に発揮されるよう次の点に留意し配置する。

- ① 地形・地質の安定している安全な箇所を通過するよう配置する。
- ② 地形に沿った屈曲線形となるよう配置する。
- ③ 排水を考慮した波形勾配となるよう配置する。
- ④ 急勾配区間とカーブの組合せは極力避けるよう配置する。
- ⑤ S字カーブは連続して設けないようにし、カーブ間に直線部を設けるよう配置する。

イ 幅員

幅員は、3m以下とする。ただし、林業機械等を用いた作業の安全性及び、作業性の確保に必要な区間に限って、0.5m程度の余裕を付加することができる。

ウ 勾配・排水

縦断勾配は、土質や使用する機械の能力等を考慮し、集材又は苗木等の運搬作業を行う林業機械等が、木材等を積載し安全に上り走行・下り走行ができる、勾配で計画する。

横断勾配は、原則として水平とするが、水平区間など危険のない場所で、横断勾配の谷側をわずかに低くする排水方法を採用する場合は、必要に応じて丸太等による路肩浸食保護工、盛土のり面の保護措置をとる。特に、木材積載時の下り走行におけるブレーキの故障や、雨天や凍結時のスリップによる転落事故を防止するため、カーブの谷側を低くすることは避ける。

排水は、縦断勾配を緩やかな波状にすることにより、こまめな分散排水を行うこととし、排水先は安定した尾根部や常水のある沢にする等して、路面に集まる雨水を安全、適切に処理するとともに次の点に留意する。

② カーブ区間に係る排水は、カーブ上部の入口付近で行う。

②地下水の湧出又は地形的な条件による地表水の局所的な流入又は滞水がある場合は、これらを側溝又は横断排水施設等により排水する。

(2) 施工

ア 切土

切土高は、ヘアピンカーブの入口など局所的にやむを得ない場合を除き、1.5m 程度以内とする。

切土のり面勾配は、直切りを標準とする。ただし、切土高が高くなる場合、または、土質に応じて6分（岩石の場合は3分）とする。

イ 盛土

盛土については、地山を段切りして基盤をつくった上で、30cm 程度の層ごとにバケット及び履帯を用いて十分に締め固める。

なお、緊密度の低い土砂の場合は、盛土・地山を区分せず、路体全体を 30cm 程度の層ごとに締め固め、路体全体として十分な強度をもたせる。

盛土のり面勾配は、概ね1割とする。盛土高が2mを超える場合は、1割2分程度とする。

ヘアピンカーブの盛土箇所では、締め固めを繰り返し行ったり、構造物を設けるなどして、路体に十分な強度をもたせる。

盛土の土量が過不足する場合は、山側から谷側への横方向での土量調整だけでなく、前後の路床高の調整など縦方向での土量調整も行う。

ウ 簡易構造物等

構造物は、安全確保の観点や地形・地質等の制約から、やむを得ない場合にのみ設置する。その場合は、転石等現地発生資材の活用を図りつつ、利用の頻度やコスト等を考慮して適正なものを選定する。

エ 伐開

伐開は、作設箇所ごとにおける傾斜の方向、風衝等を考慮し、必要最小限の幅とする。

(3) 周辺環境への配慮

作業道は、人家、道路、鉄道その他重要な保全対象（以下、人家等という）又は水道の取水口が存在する場合は、その直上では極力作設しない。

事業実行中は、人家等に対し、土砂の流出、土石の転落及び伐倒木等の落下を防止するために必要な措置を講じる。

また、希少な野生生物の生息・生育情報を知ったときは、監督職員に報告し、指示を受ける。

(4) その他

ア 表土、根株の扱い

根株やはぎ取り表土は、盛土のり面保護工として利用する。表土は心土と交互に概ね 30cm 毎の層毎にバケット等で十分締め固めて盛土のり面に固定する。根株は、表土や心土等とともに十分締め固めるとともに作業に支障のないように固定する。

根株の上に根株を幾つも重ねて積み上げることや、根株を丸ごと路体内に完全に埋設

することは、締め固めが難しくなるので避ける。また、土質、根株の大きさ、集材方法、山腹傾斜等から、盛土のり面保護工に向かない場合は、安定した状態にして自然還元利用等を図る。

イ 事業終了時において、洗掘を防ぐための水切りを登坂部分等に入れる。

ウ 本特約事項に指定していないものについては、森林作業道作設指針によることを基本とする。

6 磐城森林管理署長は、1、5の不遵守や、4(1)及び(3)において承認した事項と異なる施工が行われたことにより、林地崩壊が発生し又は発生する恐れがあるなど、林地保全上特に問題があると認めた場合は、買受人に対し、買受人の負担において、植栽や盛土の転圧、排水溝の設置など必要な措置を命ずることができる。この場合において、買受人は磐城森林管理署長の命に応じ、必要な措置を講じること。

7 物件によっては、作業道の作設等に係る搬出支障木を含まないため、契約対象外の立木を伐採する必要がある場合は、調査及び事務手続きに時間を要することから、予め余裕をもって当該森林事務所に連絡すること。

また、搬出支障木については、販売物件材積の5%を超えないよう検討するとともに、売払いは1回を原則とする。

8 その他の詳細については、現地案内の際に説明することとし、現地案内に参加されない場合でも、当該説明事項については承知されたものとする。

○適格請求書(インボイス)の交付について

インボイスについては、全省庁統一の登録番号等を記載した契約書等によることとし、契約締結後に交付することとします。

なお、仕入税額控除の対象となる消費税額は、適格請求書発行事業者(課税事業者)の分のみとなり、下記の物件の入札書に記載された金額に対する割合は次のとおりとなります。

入札に際し、注意願います。

※1 分収者には、免税事業者が含まれる場合があるため、インボイスに記載する仕入税額控除の対象となる消費税額、契約金額に含まれる消費税相当額(税率10%で計算した額)とは一致しない場合があります。

※2 当該割合は、現時点(公告時点)で把握している数値であり、変動する場合があります。

1号物件(分収なし) 10.00%

2号物件(分収なし) 10.00%

3号物件(分収造林) 3.00%

4号物件(分収育林) 5.24%

5号物件(分収育林) 6.10%

6号物件(分収育林) 7.14%

※3 上記2の数値には、免税事業者等からの仕入れに係る経過措置の控除率は計算されていません。

立 木 販 売 箇 所 の 事 業 計 画 書

提出日： _____

磐城森林管理署長 殿
(森林事務所 森林官経由)

買受者の所在地： _____

名 称： _____

代表者名： _____

電 話： _____

区 分		内 容
場 所 及 数 量 等	契 約 方 法	・ 公 売 ・ 随 契 契約月日
	契 約 場 所	・ 国有林 林班 小班
	契 約 数 量	・面積 ha・ 樹種 外・ 材積 m3
	伐 採 方 法	・ 皆 伐 ・ 間 伐 ・ その他 ()
伐 採 搬 出 計 画	作 業 の 形 態	・ 自 社 ・ 下 請 ・ その他 ()
	作 業 期 間	・ (自) (至)
	搬 出 方 法	・ 架線系 ・ 車両系 ・ その他 ()
	従 事 作 業 員 の 内 訳	・ 作業員数 名 (常雇 名 臨時 名)
	下請等の場合の相手方の住所・氏名・電話番号	・ 住 所：
		・ 名 称：
		・ 代表者：
		・ 電 話：
現 場 責 任 者 等 の 氏 名	現 場 責 任 者 の 氏 名 等	・ 氏 名： tel
	林 業 架 線 作 業 主 任 者	・ 氏 名：
	地 山 掘 削 作 業 主 任 者	・ 氏 名：
	車 両 系 建 設 機 械 運 転	・ 氏 名：
	か かり 木 の 処 理 業 務	・ 氏 名：

安 全 指 導 等 の 記 録

No.1

指 導 年 月 日 指 導 者 名	作 業 の 内 容 従 事 者 の 数	安 全 指 導 等 の 内 容

立木販売箇所の事業計画書

提出日： 令和4年10月1日 ※1

磐城森林管理署長 殿
(〇〇森林事務所 森林官經由)

買受者の所在地：群馬県前橋市岩神町〇-〇-〇

名 称： 有限会社 関東林業

代表者名： 代表取締役 山野 太郎

電話：123-456-7890

区 分		内 容		
場所及び数量等	契 約 方 法	・ 公 売 ・	随 契 契約月日 令和4年8月10日	
	契 約 場 所	・ ○○	国有林 344 林班 る1 小班	
	契 約 数 量	・ 面積 7.03 ha ・ 樹種 スギ	外 ・ 材積 3,456 m3	
	伐 採 方 法	・ 皆 伐 ・	間 伐 ・ その他 ()	
伐採搬出計画	作 業 の 形 態	・ 自 社 ・	下 請 ・ その他 ()	
	作 業 期 間	・ (自) 計画承認日	(至) 令和5年2月22日	
	搬 出 方 法	・ 架線系 ・	車両系 ・ その他 ()	
	従 事 作 業 員 の 内 訳	・ 作業員数 6 名 (常雇 5 名 臨時 1 名)		
	下請等の場合の相手方の住所・氏名・電話番号	・ 住 所 :	群馬県沼田市鍛冶町○○	
		・ 名 称 :	森環整備事業(株)	
		・ 代表者 :	代表取締役 森野 次郎	
・ 電 話 :		7 8 9 - 0 1 2 - 3 4 5 6		
現場責任者等の氏名	現場責任者の氏名等	・ 氏 名 :	森野 三郎 tel	
	林業架線作業主任者	・ 氏 名 :	森野 三郎	
	地山掘削作業主任者	・ 氏 名 :	森野 四郎、森野 五郎	
	車両系建設機械運転	・ 氏 名 :	森野 四郎、森野 五郎、森野 六郎	
	かかり木の処理業務	・ 氏 名 :	森野 次郎、森野 三郎	

安全指導等の記録

No.1

指 導 年 月 日	作 業 の 内 容	安 全 指 導 等 の 内 容
指 導 者 名	従 事 者 の 数	
※1 提出月日とし、署での承認審査(確認)期間を見込むため、最低でも着手より１０日程度前に提出する。 ※2 作業期間は伐採・搬出作業にかかる実期間とし、始期は計画承認日、終期は実際の作業終了予定日を考慮して記載する。（安易に搬出期限最終日とはしない。） ※3 作業員数は現場に常駐する作業員数とし、下請がある場合下請の作業員数も含めた数を記載する。 ※4 本表右側、安全指導等の記録は森林管理署等で記載する。(提出時は空欄)		

伐採及び搬出に係るチェックリスト

____年 ____月 ____日

立木販売買受者：_____

売買物件の所在地：_____

チェック項目	確認
（１）伐採区域の確認 ① 林地や生物多様性の保全に配慮した伐採を行う。 ② 着手前に必ず伐採区域の事前確認を行う。 ③ 区域表示の方法（標示の明瞭度、間隔等）を確認、また現場末端まで周知を行う。 ④ 林地や生物多様性の保全に配慮し、森林管理署等が示す保護樹帯や保残木を保全する。	
（２）林地保全に配慮した集材施設の設計 ① 地形等の条件に応じて、路網と架線を適切に選定する。 ② 森林作業道等・土場の作設は必要最小限にする。 ③ 森林作業道等の線形は、極力等高線に合わせ、森林作業道等・土場は溪流等から距離をおいて配置する。 ④ 森林作業道等は、溪流等を横断する箇所が少なくなるよう配置する。 ⑤ 伐採区域のみで森林作業道等の適切な配置が困難な場合には、隣接地を経由することも検討し、森林官等と協議を行う。 ⑥ 水道の取水口の周辺、人家等特に重要な保全対象が下方にある場合は、森林作業道等・土場を配置しない。また、必要により丸太柵工等の対策を講じる。なお、集落、道路等からの景観に配慮した森林作業道等・土場の配置とする。 ⑦ 森林作業道等のヘアピンカーブは地盤の安定した箇所に設置する。 ⑧ 伐採現場の土質が粘性土の場合は、森林作業道等・土場の作設を避ける。やむを得ず作設する場合は、土砂が溪流等に流出しない工夫をする。 ⑨ 現場の状況に応じて、森林作業道等・土場の配置に係る計画の変更を行う。	
（３）林地保全に配慮した集材施設の施工 ① 森林作業道等の幅及び土場の広さは必要最小限にする。 ② 切土高を可能な限り低く抑え、盛土はしっかり絞め固め、必要な場合には、丸太組み工等を活用する。 ③ 余剰な残土・根株については、溪流等の付近は避け、地盤が安定した箇所に、安定した状態で置く。 ④ 雨水による路面の洗堀・路肩の崩壊等を避けるため、路面の排水は、浸食されにくい箇所でこまめに行う。 ⑤ 崩れやすい盛土部分の崩壊等を避けるため、必要により丸太組工等の対策を講じる。 ⑥ 溪流等横断箇所においては、洗い越しでは大きめの石等を使用し、路面を一段下げる、暗渠の場合は詰まらないように杭を立てるなどの対策を講じる。	
（４）作業実行上の配慮 ① 森林作業道等・土場は、土砂の流出を防止するため、必要に応じ路面に枝条を敷設する等の措置を講じる。 ② 降雨等により路盤が多量の水分を帯びている状態では通行しない。通行する場合には、丸太等の敷設などにより、路面のわだち掘れ等を防止する対策を講じる。 ③ 伐採現場が人家、道路等の上方に位置する場合には、伐倒木、丸太等の落下防止に必要な対策を講じる。 ④ 枝条等は溪流等の付近には放置しない。安定した場所に集積しておく。 ⑤ 主伐の場合、伐採後の植栽作業を想定して枝条等を整理する。	
（５）事業中・実施後の整理 ① 事業中は必要により、事業完了間近の時点で森林官等に現場立会いを求め、林地保全上の措置等について協議する。 ② 跡地検査時点では上記の措置も含め検査を受け、必要な措置があれば実施する。	
（６）生物多様性への配慮 ① 希少な野生生物の生息・生育を知った場合には、森林管理署長等と協議のうえ、線形及び作業の時期の変更等の対策を講じる。 ② 集落、道路等からの景観に配慮した森林作業道等・土場の配置とする。	

物件毎の空間放射線量率

入札 番号	林小班	①空間線量率 ($\mu\text{Sv.h}$)	②樹皮の放射 性物質濃度 (Bq.kg)	③測定日	④面積(ha)	⑤測定点数
1	304い	0.09		2024.2.26	5.93	14
2	304ろ1	0.09		2024.2.28	16.42	22
3	364ち1	0.08		2024.2.19～ 2024.2.21	3.23	4
4	2226ろ2	0.24		2023.1.19	3.13	4
5	2226ろ3	0.32		2020.12.22	3.71	3
6	2228ろ2	0.30		2024.1.23	4.86	5

注1) 空間放射線量率は、「福島県民有林の伐採木の搬出に関する指針について」に準拠し測定しています。

注2) 樹皮の放射性物質濃度は、空間放射線量率が $0.5\mu\text{Sv.h}$ 超の林分の場合のみ、抽出調査により測定しています。

郵便入札をされる方へのお願い

下記のと通りの郵便入札方法となっておりますので、ご理解とご協力をお願い致します。

記

1. 入札に用いる封筒は**二重封筒**とし、入札書は物件番号を記載した**内封筒**に入れ、封をした上で**外封筒**に入れて下さい。
2. 外封筒には、「立木公売入札書在中」と朱書し、書留または配達証明でお送りください。（記載例を参考をお願いします。）

（内封筒の記載例）

入札書	令和〇年〇月〇日開札
〇号物件	

（外封筒の記載例）

いわき市四倉町字東二丁目一七〇一
磐城森林管理署 御中
「立木公売入札書在中」

立木販売箇所現地案内

物件番号	林小班	案内日時及び集合場所	案内者	電話番号
1・2	304い 304ろ1	10月7日(月) 10:00 田人おふくろの宿東側待避所 (いわき市田人町旅人江尻91周辺)	旅人行政専門員	0246(69)2302
3	364ち1	10月7日(月) 13:00 旅人森林事務所 (福島県いわき市田人町旅人字下平石132-2)	旅人行政専門員	0246(69)2302
4・5・6	2226ろ2 2226ろ3 2228ろ2	9月30日(月) 9:45 草野森林事務所 (福島県相馬郡飯舘村草野字目玉打1)	草野首席森林官	0244(42)0019

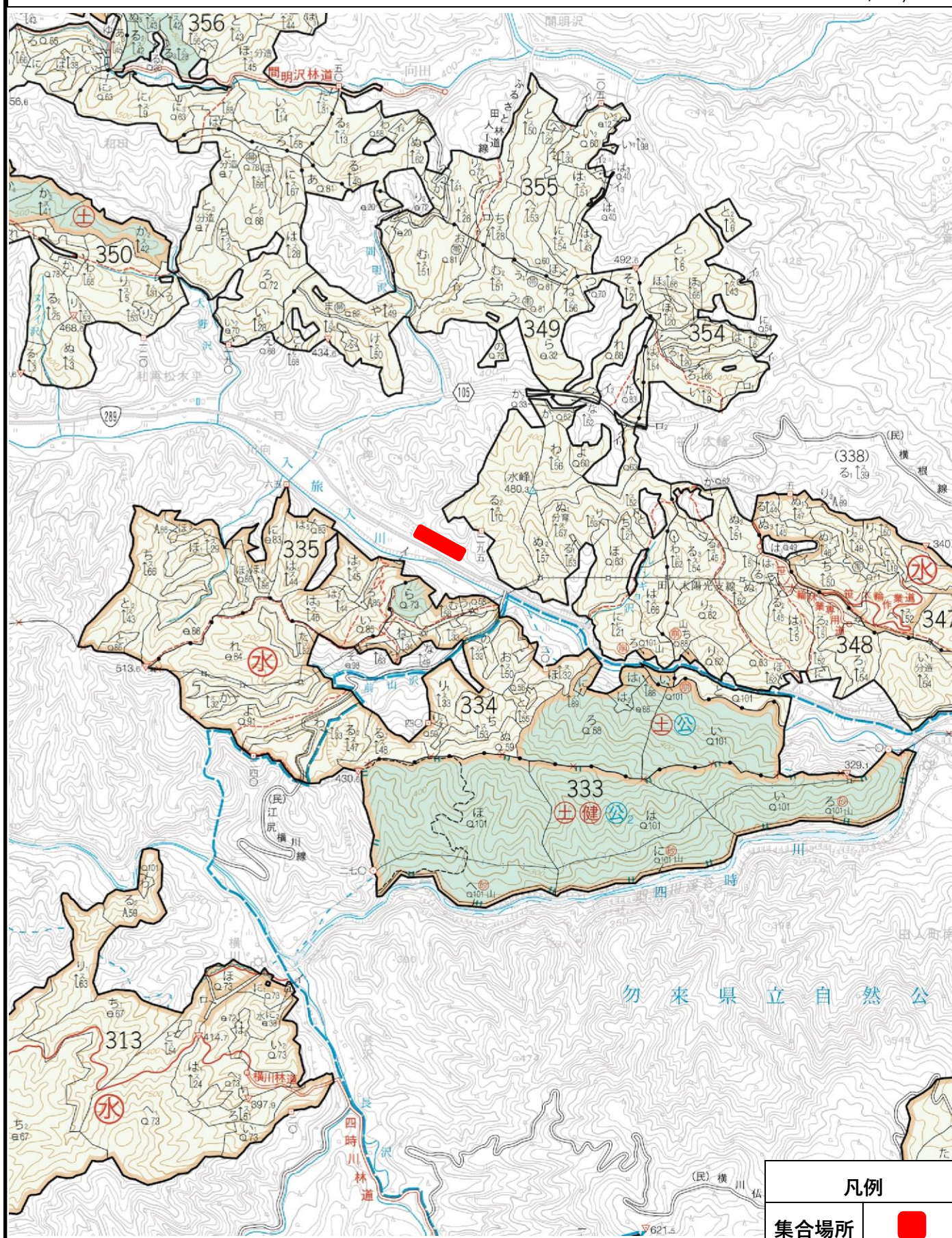
※現地案内については雨天決行ですが、状況によっては延期する場合がございます。
その場合は案内日の前営業日16:00までに決定しますので、該当案内者へご確認ください。

令和6年度 第2回 立木販売箇所現地案内

物件番号	日時	集合場所
1,2号	10月7日（月）10：00	田人おふくろの宿東側待避所



S=1/20,000



凡例

集合場所

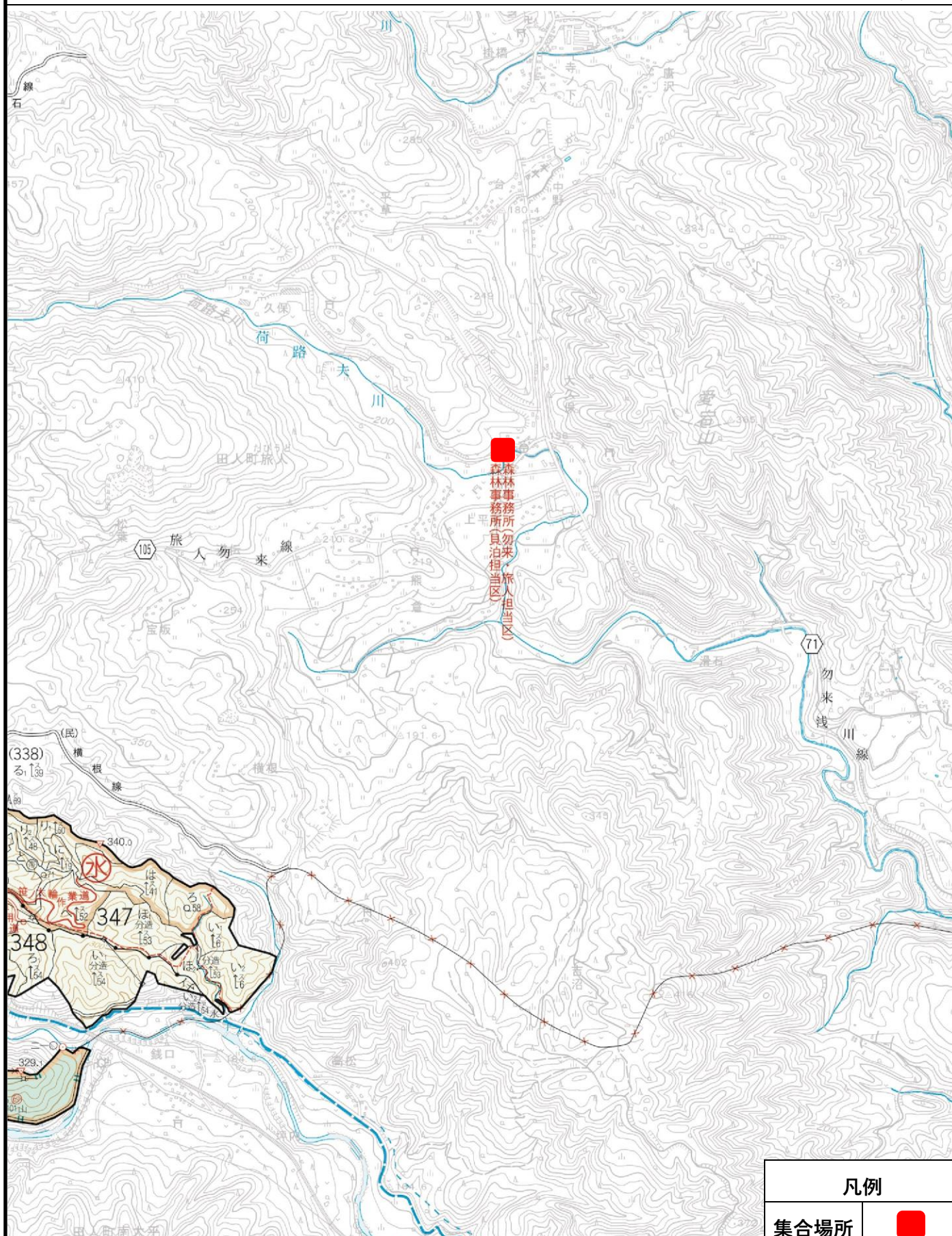


令和6年度 第2回 立木販売箇所現地案内

物件番号	日時	集合場所
3号	10月7日（月）13：00	旅人森林事務所



S=1/20,000



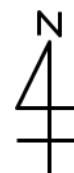
凡例

集合場所

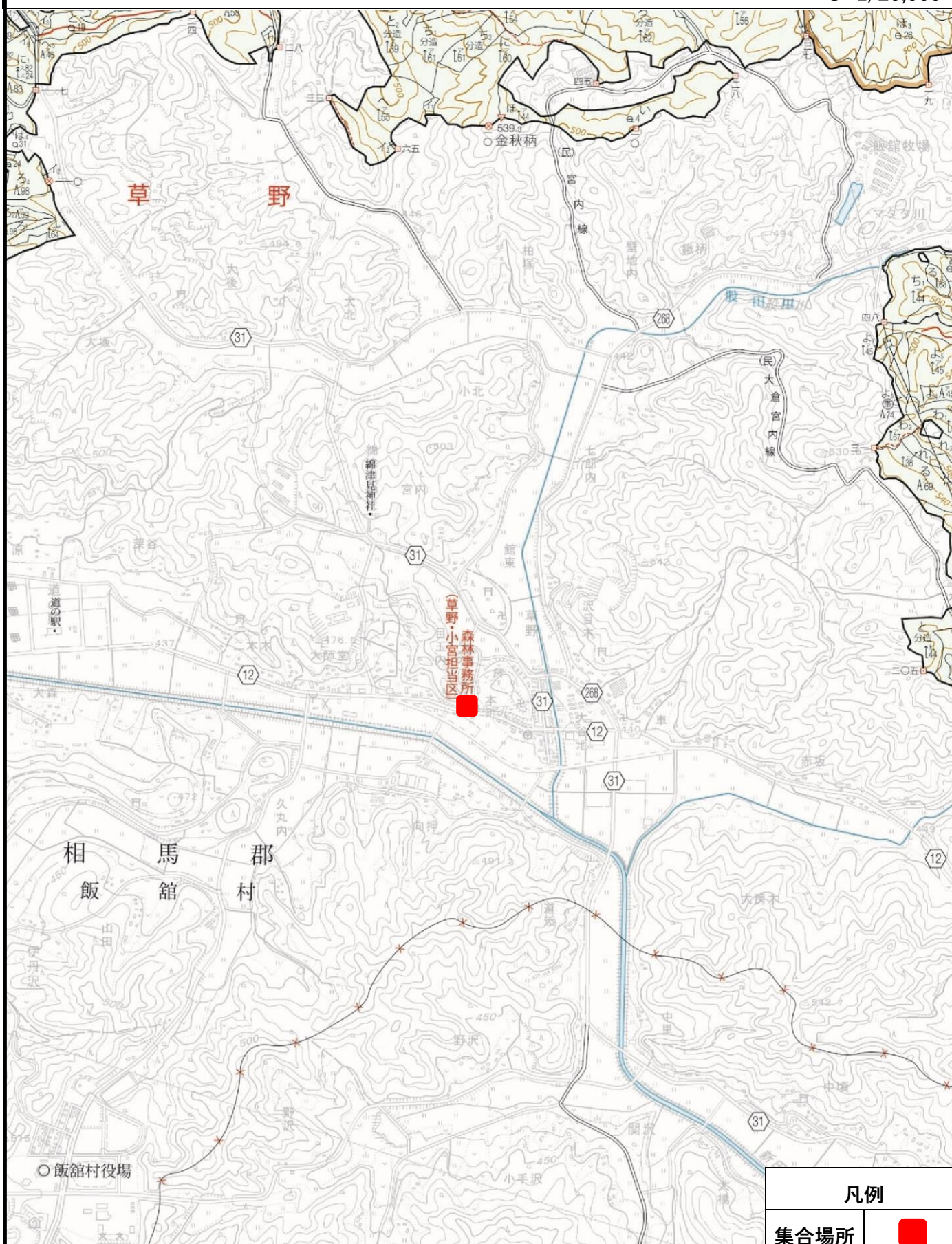


令和6年度 第2回 立木販売箇所現地案内

物件番号	日時	集合場所
4,5,6号	9月30日（月）9：45	草野森林事務所



S=1/20,000



凡例

集合場所



売 払 物 件 一 覧 表

売払 番号	管轄 事務 所	伐採種	物 件 所 在 地			樹 種	林 齢	面積 (ha)	数 量		保安林 内 外	備 考
			市町村	国有林名	林小班				本 数	材 積 (m³)		
1	旅人	立木 (皆伐)	いわき市 山玉町	佛具山	304い	スギ	65	5.93	5,666	4,302.51	内	
2	旅人	立木 (皆伐)	いわき市 山玉町	佛具山	304ろ 1	スギ	61	16.42	19,768	19,007.33	内	
3	旅人	立木 (皆伐)	いわき市 田人町	風越	364ち1	スギ	51	3.23	7,400	1931.89	外	分収造林
4	草野	立木 (皆伐)	相馬郡 飯舘村	湯船	2226ろ 2	スギ外	59	3.13	2,864	2,903.03	外	分収育林
5	草野	立木 (皆伐)	相馬郡 飯舘村	湯船	2226ろ 3	スギ外	59	3.71	3,873	4,596.14	外	分収育林
6	草野	立木 (間伐)	相馬郡 飯舘村	湯船	2228ろ 2	ヒノキ	49	4.86	3,639	452.92	外	分収育林
合計								37.28	43,210	33,193.82		

*各物件の図面の印刷の際は、拡大・縮小をせずに印刷すると、適切な縮尺でご利用いただけます。

入 札 結 果

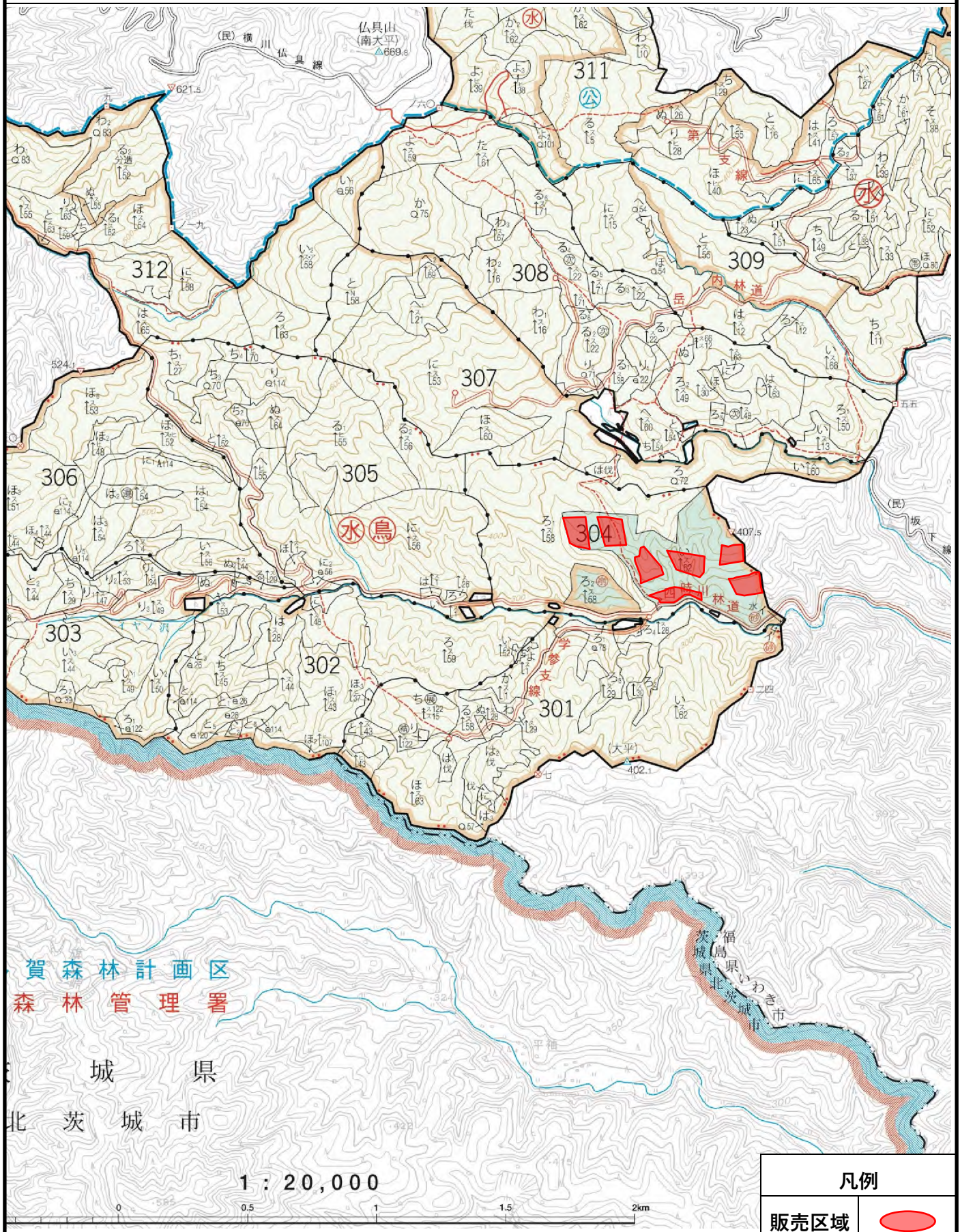
[illegible]

令和6年度 第2回 立木販売箇所位置図

物件番号	物件所在地	面積
1号	いわき市山玉町佛具山字佛具山国有林 304い林小班	5.93ha



S=1/20,000

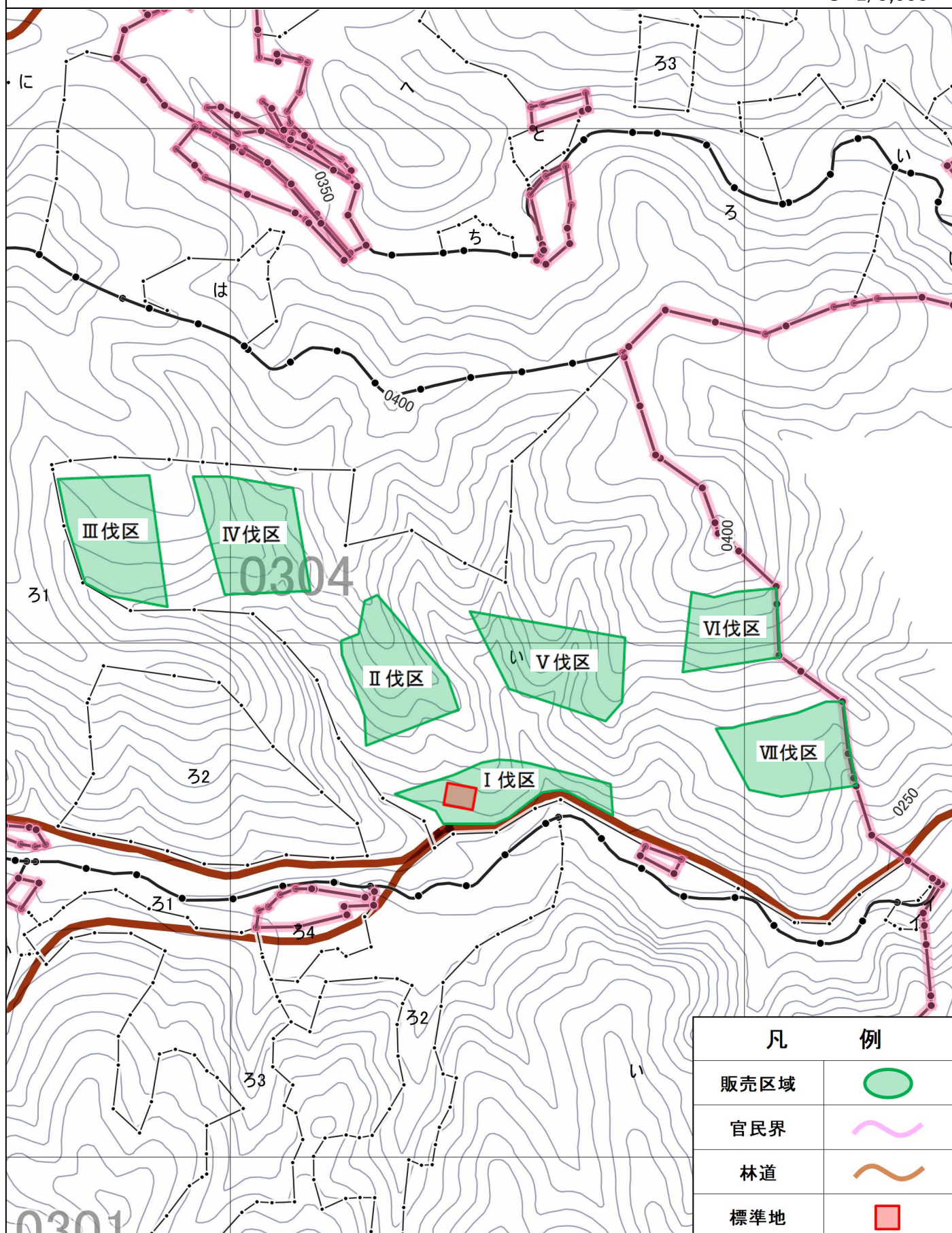


令和6年度 第2回 立木販売箇所区域図

物件番号	物件所在地	面積
1号	いわき市山玉町佛具山字佛具山国有林 304い林小班	5.93ha



S=1/5,000



凡	例
販売区域	
官民界	
林道	
標準地	

販売物件明細書

1-1

入札番号	物件所在地				面積(ha)	伐採種	森林事務所
1	いわき市山玉町佛具山字佛具山国有林304㍿林小班(I伐区)				0.83	皆伐	旅人
樹種	種類	区分	本数	材積	※ 国有林(保安林)		
スギ	生立木	一般材	588	498.02			
一般材N計			588	498.02	※ 搬出期間 契約日より 36ヶ月		
					※ 林齢 65 年		
スギ	生立木	低質材	189	103.76	※ 標準地内立木調査結果		
低質材N計			189	103.76			
					次頁参照		
低質材L計		生立木	21	0.42	※ 注意事項		
					本物件の調査数量は、標準地調査法により調査をしておりますので、本公告に記載している数量及び材積については、標準地の調査数量を面積比例した目安数量となります。入札にあたりましては、現物熟覧により入札をお願いします。		
合 計			798	602.20			

標準地内立木調査結果 (304㍿_I, II, III, IV, V, VI, VII伐区)

樹種	材種	径級	樹高	単材積	本数	実材積
スギ	一般材	18	16	0.21	1	0.21
スギ	一般材	20	20	0.32	1	0.32
スギ	一般材	22	19	0.36	1	0.36
スギ	一般材	22	20	0.39	1	0.39
スギ	一般材	26	19	0.49	2	0.98
スギ	一般材	26	20	0.52	1	0.52
スギ	一般材	26	22	0.58	1	0.58
スギ	一般材	28	20	0.59	1	0.59
スギ	一般材	28	21	0.62	2	1.24
スギ	一般材	30	20	0.66	1	0.66
スギ	一般材	30	21	0.70	2	1.40
スギ	一般材	32	23	0.86	2	1.72
スギ	一般材	32	24	0.90	1	0.90
スギ	一般材	34	22	0.91	1	0.91
スギ	一般材	34	23	0.95	1	0.95
スギ	一般材	36	21	0.96	1	0.96
スギ	一般材	36	22	1.01	1	1.01
スギ	一般材	38	24	1.22	1	1.22
スギ	一般材	42	23	1.39	1	1.39
スギ	一般材	42	24	1.45	1	1.45
スギ	一般材	42	25	1.51	1	1.51
スギ	一般材	42	26	1.57	1	1.57
スギ	一般材	44	22	1.45	1	1.45
スギ	一般材	46	24	1.71	1	1.71
スギ	低質材	16	16	0.17	1	0.17
スギ	低質材	20	20	0.32	1	0.32
スギ	低質材	24	19	0.42	1	0.42
スギ	低質材	26	17	0.43	1	0.43
スギ	低質材	26	20	0.52	1	0.52
スギ	低質材	28	21	0.62	1	0.62
スギ	低質材	30	18	0.59	1	0.59
スギ	低質材	34	21	0.87	1	0.87
スギ	低質材	36	23	1.06	1	1.06
他L	低質材	8	7	0.02	1	0.02

販 売 物 件 明 細 書

1-2

入札番号	物 件 所 在 地				面積(ha)	伐採種	森林事務所
1	いわき市山玉町佛具山字佛具山国有林304い林小班(Ⅱ伐区)				0.83	皆伐	旅人
樹 種	種 類	区 分	本 数	材 積	※ 国有林(保安林)		
ス ギ	生立木	一般材	588	498.02			
一般材N計			588	498.02	※ 搬出期間 契約日より 36ヶ月		
					※ 林齢 65 年		
ス ギ	生立木	低質材	189	103.76	※ 標準地内立木調査結果		
低質材N計			189	103.76			
					I伐区襲用につき前頁参照		
低質材L計	生立木	低質材	21	0.42	※ 注意事項		
					本物件の調査数量は、標準地調査法により調査をしておりますので、本公告に記載している数量及び材積については、標準地の調査数量を面積比例した目安数量となります。入札にあたりましては、現物熟覧により入札をお願いします。		
合 計			798	602.20			

販売物件明細書

1-3

入札番号	物件所在地				面積(ha)	伐採種	森林事務所
1	いわき市山玉町佛具山字佛具山国有林304い林小班(III伐区)				0.92	皆伐	旅人
樹種	種類	区分	本数	材積	※国有林(保安林)		
スギ	生立木	一般材	644	552.00			
一般材N計			644	552.00	※搬出期間 契約日より 36ヶ月		
					※林齢 65 年		
スギ	生立木	低質材	207	115.00	※標準地内立木調査結果		
低質材N計			207	115.00			
					I伐区襲用につき前頁参照		
低質材L計	生立木	低質材	23	0.46	※注意事項		
					本物件の調査数量は、標準地調査法により調査をしておりますので、本公告に記載している数量及び材積については、標準地の調査数量を面積比例した目安数量となります。入札にあたりましては、現物熟覧により入札をお願いします。		
合計			874	667.46			

販 売 物 件 明 細 書

1-4

入札番号	物 件 所 在 地				面積(ha)	伐採種	森林事務所
1	いわき市山玉町佛具山字佛具山国有林304い林小班(IV伐区)				0.93	皆伐	旅人
樹 種	種 類	区 分	本 数	材 積	※ 国有林(保安林)		
ス ギ	生立木	一般材	648	558.03			
一般材N計			648	558.03	※ 搬出期間 契約日より 36ヶ月		
					※ 林齢 65 年		
ス ギ	生立木	低質材	207	116.27	※ 標準地内立木調査結果		
低質材N計			207	116.27			
					I伐区襲用につき前頁参照		
低質材L計	生立木	低質材	23	0.47	※ 注意事項		
					本物件の調査数量は、標準地調査法により調査をしておりますので、本公告に記載している数量及び材積については、標準地の調査数量を面積比例した目安数量となります。入札にあたりましては、現物熟覧により入札をお願いします。		
合 計			878	674.77			

販売物件明細書

1-5

入札番号	物件所在地				面積(ha)	伐採種	森林事務所
1	いわき市山玉町佛具山字佛具山国有林304い林小班(V伐区)				0.95	皆伐	旅人
樹種	種類	区分	本数	材積	※国有林(保安林)		
スギ	生立木	一般材	672	570.02			
一般材N計			672	570.02	※搬出期間 契約日より 36ヶ月		
					※林齢 65 年		
スギ	生立木	低質材	216	118.76	※標準地内立木調査結果		
低質材N計			216	118.76			
					I伐区襲用につき前頁参照		
低質材L計	生立木	低質材	24	0.48	※注意事項		
					本物件の調査数量は、標準地調査法により調査をしておりますので、本公告に記載している数量及び材積については、標準地の調査数量を面積比例した目安数量となります。入札にあたりましては、現物熟覧により入札をお願いします。		
合計			912	689.26			

販売物件明細書

1-6

入札番号	物件所在地				面積(ha)	伐採種	森林事務所
1	いわき市山玉町佛具山字佛具山国有林304い林小班(VI伐区)				0.62	皆伐	旅人
樹種	種類	区分	本数	材積	※国有林(保安林)		
スギ	生立木	一般材	444	372.06			
一般材N計			444	372.06	※搬出期間 契約日より 36ヶ月		
					※林齢 65 年		
スギ	生立木	低質材	144	77.52	※標準地内立木調査結果		
低質材N計			144	77.52			
					I伐区襲用につき前頁参照		
低質材L計	生立木	低質材	16	0.31	※注意事項		
					本物件の調査数量は、標準地調査法により調査をしておりますので、本公告に記載している数量及び材積については、標準地の調査数量を面積比例した目安数量となります。入札にあたりましては、現物熟覧により入札をお願いします。		
合計			604	449.89			

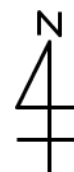
販 売 物 件 明 細 書

1-7

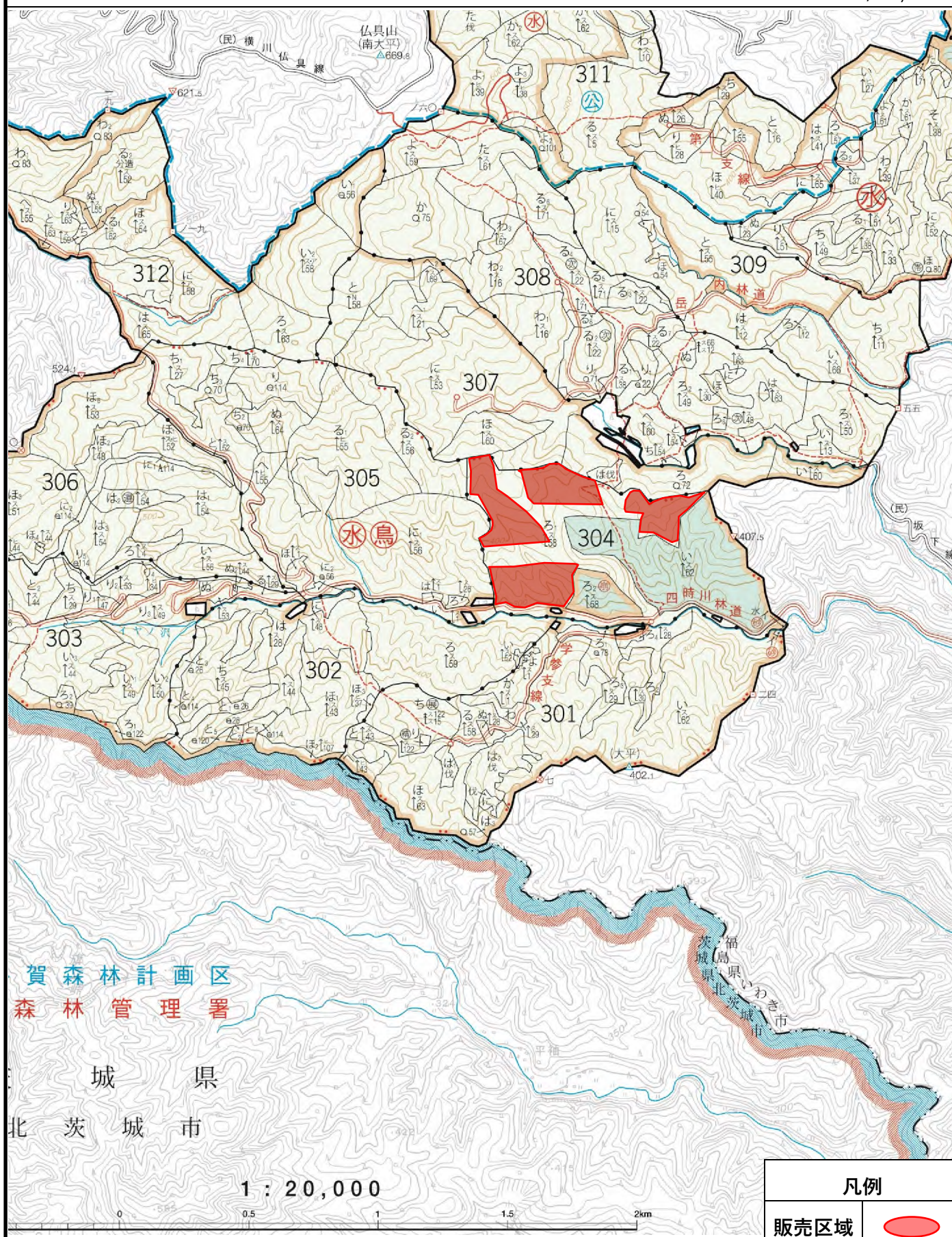
入札番号	物 件 所 在 地				面積(ha)	伐採種	森林事務所
1	いわき市山玉町佛具山字佛具山国有林304い林小班(VII伐区)				0.85	皆伐	旅人
樹 種	種 類	区 分	本 数	材 積	※ 国有林(保安林)		
ス ギ	生立木	一般材	592	510.03			
一般材N計			592	510.03	※ 搬出期間 契約日より 36ヶ月		
					※ 林齢 65 年		
ス ギ	生立木	低質材	189	106.27	※ 標準地内立木調査結果		
低質材N計			189	106.27			
					I伐区襲用につき前頁参照		
低質材L計	生立木	低質材	21	0.43	※ 注意事項		
					本物件の調査数量は、標準地調査法により調査をしておりますので、本公告に記載している数量及び材積については、標準地の調査数量を面積比例した目安数量となります。入札にあたりましては、現物熟覧により入札をお願いします。		
合 計			802	616.73			
1号物件計							
一 般 材 N			4,176	3,558.18			
低 質 材 N			1,341	741.34			
低 質 材 L			149	2.99			
合 計			5,666	4,302.51			

令和6年度 第2回 立木販売箇所位置図

物件番号	物件所在地	面積
2号	いわき市山玉町佛具山字佛具山国有林 304ろ1林小班	16.42ha



S=1/20,000



1 : 20,000

凡例

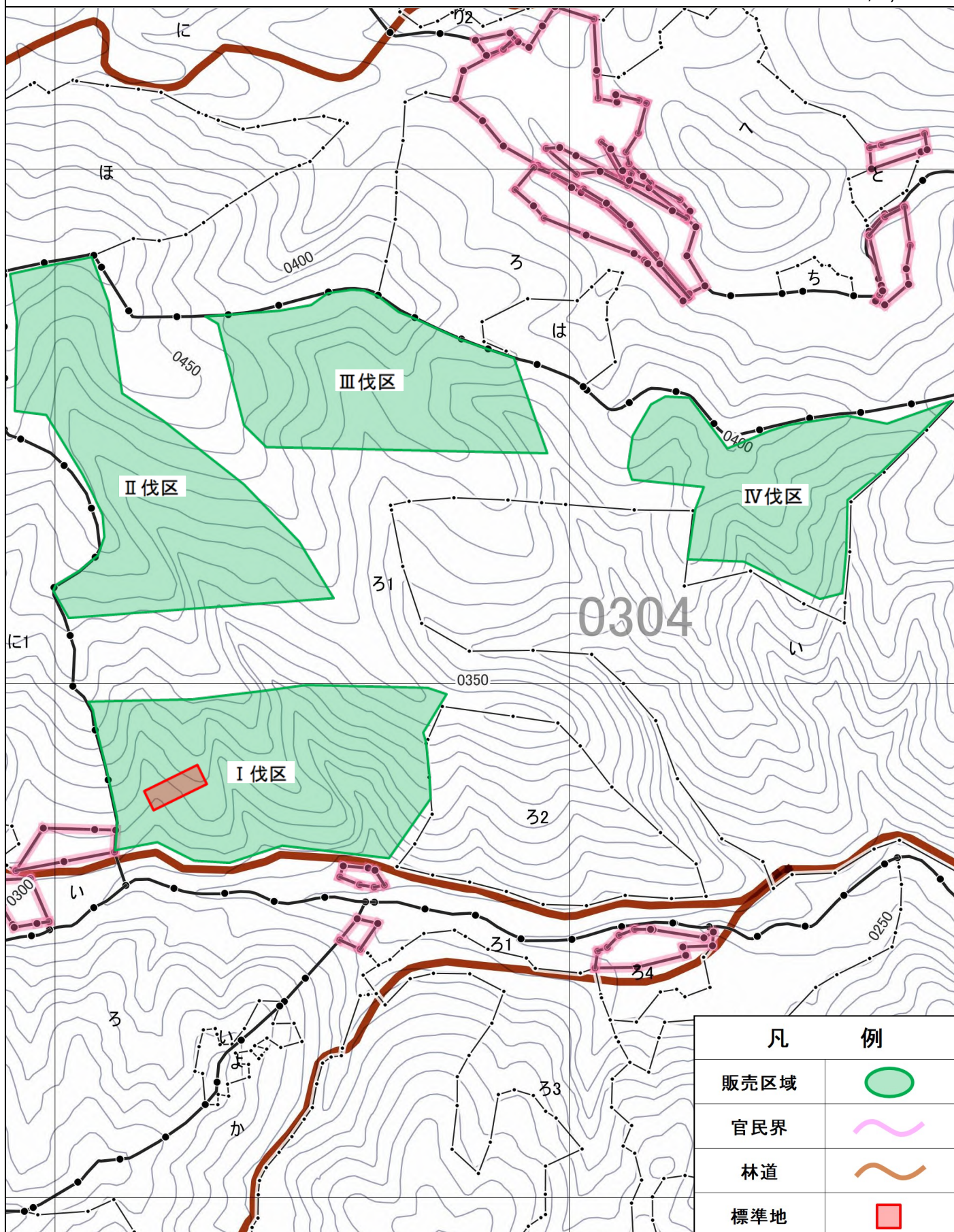
販売区域



令和6年度 第2回 立木販売箇所区域図

物件番号	物件所在地	面積
2号	いわき市山玉町佛具山字佛具山国有林 304ろ1林小班	16.42ha

N
4
S=1/5,000



販売物件明細書

2-1

入札番号	物件所在地				面積(ha)	伐採種	森林事務所
2	いわき市山玉町佛具山字佛具山国有林304ろ1林小班(I伐区)				4.90	皆伐	旅人
樹種	種類	区分	本数	材積	※国有林(保安林)		
スギ	生立木	一般材	4,525	4,982.49			
一般材N計			4,525	4,982.49	※搬出期間 契約日より 36ヶ月		
					※林齢 61 年		
スギ	生立木	低質材	1,346	646.36	※標準地内立木調査結果		
低質材N計			1,346	646.36			
					次頁参照		
低質材L計		生立木	45	43.21	※注意事項		
					本物件の調査数量は、標準地調査法により調査をしておりますので、本公告に記載している数量及び材積については、標準地の調査数量を面積比例した目安数量となります。入札にあたりましては、現物熟覧により入札をお願いします。		
合計			5,916	5,672.06			

標準地内立木調査結果（304ろ1_I, II, III, IV伐区）

樹種	材種	径級	樹高	単材積	本数	実材積
スギ	一般材	16	9	0.09	1	0.09
スギ	一般材	16	12	0.12	1	0.12
スギ	一般材	16	16	0.17	2	0.34
スギ	一般材	16	18	0.19	1	0.19
スギ	一般材	18	12	0.15	1	0.15
スギ	一般材	18	19	0.25	2	0.50
スギ	一般材	18	20	0.26	1	0.26
スギ	一般材	20	18	0.29	1	0.29
スギ	一般材	20	19	0.30	1	0.30
スギ	一般材	20	22	0.36	1	0.36
スギ	一般材	22	18	0.34	1	0.34
スギ	一般材	22	19	0.36	3	1.08
スギ	一般材	22	20	0.39	1	0.39
スギ	一般材	22	22	0.43	2	0.86
スギ	一般材	22	25	0.50	2	1.00
スギ	一般材	24	20	0.45	1	0.45
スギ	一般材	24	21	0.48	2	0.96
スギ	一般材	24	23	0.53	2	1.06
スギ	一般材	24	24	0.56	1	0.56
スギ	一般材	24	26	0.61	1	0.61
スギ	一般材	26	22	0.58	1	0.58
スギ	一般材	26	24	0.64	1	0.64
スギ	一般材	26	27	0.74	1	0.74
スギ	一般材	28	18	0.52	1	0.52
スギ	一般材	28	24	0.73	3	2.19
スギ	一般材	28	26	0.80	2	1.60
スギ	一般材	28	27	0.84	1	0.84
スギ	一般材	28	29	0.91	1	0.91
スギ	一般材	30	21	0.70	1	0.70
スギ	一般材	30	26	0.90	1	0.90
スギ	一般材	30	28	0.99	1	0.99
スギ	一般材	32	20	0.74	1	0.74
スギ	一般材	32	24	0.90	1	0.90
スギ	一般材	32	25	0.94	2	1.88
スギ	一般材	32	26	0.98	3	2.94
スギ	一般材	32	27	1.02	2	2.04
スギ	一般材	32	28	1.06	1	1.06
スギ	一般材	34	21	0.87	1	0.87
スギ	一般材	34	22	0.91	1	0.91
スギ	一般材	34	24	1.00	2	2.00

樹種	材種	径級	樹高	単材積	本数	実材積
スギ	一般材	34	25	1.04	1	1.04
スギ	一般材	34	26	1.09	1	1.09
スギ	一般材	34	29	1.22	1	1.22
スギ	一般材	36	22	1.01	1	1.01
スギ	一般材	36	23	1.06	1	1.06
スギ	一般材	36	24	1.10	1	1.10
スギ	一般材	36	26	1.20	1	1.20
スギ	一般材	36	28	1.30	1	1.30
スギ	一般材	36	29	1.35	1	1.35
スギ	一般材	38	22	1.11	1	1.11
スギ	一般材	38	23	1.16	1	1.16
スギ	一般材	38	25	1.27	1	1.27
スギ	一般材	38	27	1.38	4	5.52
スギ	一般材	38	28	1.43	1	1.43
スギ	一般材	38	29	1.49	1	1.49
スギ	一般材	40	25	1.39	1	1.39
スギ	一般材	40	28	1.57	1	1.57
スギ	一般材	40	29	1.63	1	1.63
スギ	一般材	42	26	1.57	1	1.57
スギ	一般材	42	27	1.63	1	1.63
スギ	一般材	42	28	1.69	1	1.69
スギ	一般材	42	29	1.75	2	3.50
スギ	一般材	42	30	1.81	2	3.62
スギ	一般材	42	31	1.87	1	1.87
スギ	一般材	44	26	1.71	1	1.71
スギ	一般材	44	28	1.84	2	3.68
スギ	一般材	44	30	1.97	1	1.97
スギ	一般材	44	31	2.03	1	2.03
スギ	一般材	46	31	2.20	1	2.20
スギ	一般材	48	28	2.15	2	4.30
スギ	一般材	48	29	2.23	1	2.23
スギ	一般材	48	30	2.30	1	2.30
スギ	一般材	50	30	2.48	1	2.48
スギ	一般材	50	31	2.56	1	2.56
スギ	一般材	50	32	2.64	2	5.28
スギ	一般材	52	30	2.66	1	2.66
スギ	一般材	60	33	3.77	1	3.77
スギ	低質材	12	9	0.05	1	0.05
スギ	低質材	14	12	0.10	1	0.10
スギ	低質材	14	13	0.11	1	0.11
スギ	低質材	16	11	0.11	1	0.11
スギ	低質材	16	14	0.15	1	0.15
スギ	低質材	16	17	0.18	2	0.36
スギ	低質材	16	18	0.19	1	0.19

樹種	材種	径級	樹高	単材積	本数	実材積
スギ	低質材	18	12	0.15	1	0.15
スギ	低質材	18	17	0.22	2	0.44
スギ	低質材	18	18	0.24	1	0.24
スギ	低質材	20	18	0.29	1	0.29
スギ	低質材	20	20	0.32	1	0.32
スギ	低質材	20	22	0.36	2	0.72
スギ	低質材	22	16	0.30	1	0.30
スギ	低質材	22	18	0.34	1	0.34
スギ	低質材	22	19	0.36	1	0.36
スギ	低質材	24	24	0.56	2	1.12
スギ	低質材	24	26	0.61	1	0.61
スギ	低質材	26	23	0.61	1	0.61
スギ	低質材	26	24	0.64	1	0.64
スギ	低質材	26	26	0.70	1	0.70
スギ	低質材	30	19	0.63	1	0.63
スギ	低質材	30	22	0.74	1	0.74
スギ	低質材	34	23	0.95	1	0.95
スギ	低質材	44	29	1.90	1	1.90
スギ	低質材	48	31	2.38	1	2.38
他L	低質材	42	16	0.97	1	0.97

販売物件明細書

2-2

入札番号	物件所在地				面積(ha)	伐採種	森林事務所
2	いわき市山玉町佛具山字佛具山国有林304ろ1林小班(Ⅱ伐区)				4.71	皆伐	旅人
樹種	種類	区分	本数	材積	※国有林(保安林)		
スギ	生立木	一般材	4,339	4,789.31			
一般材N計			4,339	4,789.31	※搬出期間 契約日より 36ヶ月		
					※林齢 61 年		
スギ	生立木	低質材	1,290	621.33	※標準地内立木調査結果		
低質材N計			1,290	621.33			
					I伐区襲用につき前頁参照		
低質材L計	生立木	低質材	43	41.53	※注意事項		
					本物件の調査数量は、標準地調査法により調査をしておりますので、本公告に記載している数量及び材積については、標準地の調査数量を面積比例した目安数量となります。入札にあたりましては、現物熟覧により入札をお願いします。		
合計			5,672	5,452.17			

販売物件明細書

2-3

入札番号	物件所在地				面積(ha)	伐採種	森林事務所
2	いわき市山玉町佛具山字佛具山国有林304ろ1林小班(Ⅲ伐区)				3.64	皆伐	旅人
樹種	種類	区分	本数	材積	※国有林(保安林)		
スギ	生立木	一般材	3,333	3,701.28			
一般材N計			3,333	3,701.28	※搬出期間 契約日より 36ヶ月		
					※林齢 61 年		
スギ	生立木	低質材	990	480.17	※標準地内立木調査結果		
低質材N計			990	480.17			
					I伐区襲用につき前頁参照		
低質材L計	生立木	低質材	33	32.10	※注意事項		
					本物件の調査数量は、標準地調査法により調査をしておりますので、本公告に記載している数量及び材積については、標準地の調査数量を面積比例した目安数量となります。入札にあたりましては、現物熟覧により入札をお願いします。		
合計			4,356	4,213.55			

販売物件明細書

2-4

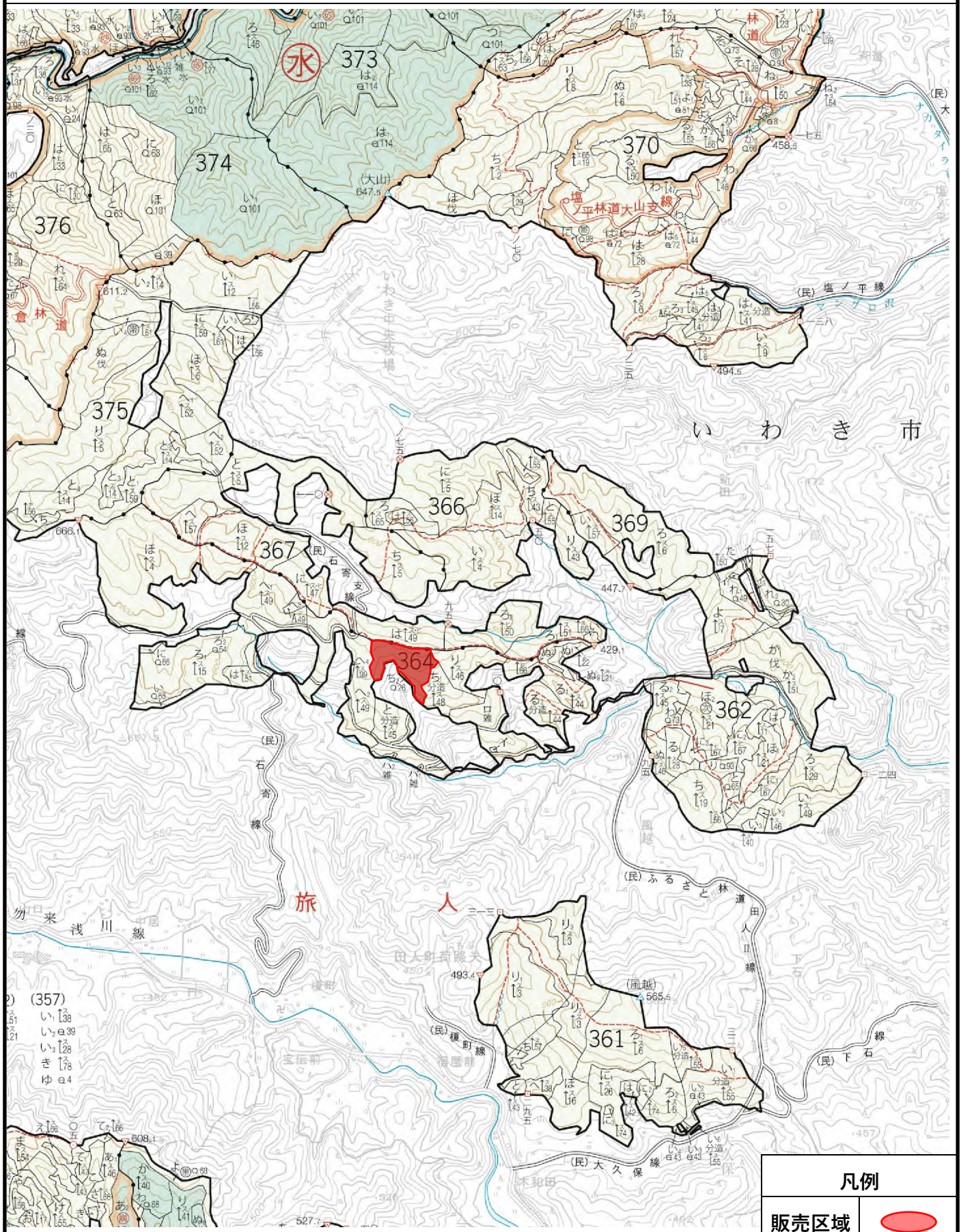
入札番号	物 件 所 在 地				面積(ha)	伐採種	森林事務所
2	いわき市山玉町佛具山字佛具山国有林304ろ1林小班(IV伐区)				3.17	皆伐	旅人
樹 種	種 類	区 分	本 数	材 積	※ 国有林(保安林)		
ス ギ	生立木	一般材	2,925	3,223.41			
一般材N計			2,925	3,223.41	※ 搬出期間 契約日より 36ヶ月		
					※ 林齢 61 年		
ス ギ	生立木	低質材	870	418.19	※ 標準地内立木調査結果		
低質材N計			870	418.19			
					I伐区襲用につき前頁参照		
低質材L計	生立木	低質材	29	27.95	※ 注意事項		
					本物件の調査数量は、標準地調査法により調査をしておりますので、本公告に記載している数量及び材積については、標準地の調査数量を面積比例した目安数量となります。入札にあたりましては、現物熟覧により入札をお願いします。		
合 計			3,824	3,669.55			
2号物件計							
一 般 材 N			15,122	16,696.49			
低 質 材 N			4,496	2,166.05			
低 質 材 L			150	144.79			
合 計			19,768	19,007.33			

令和6年度 第2回 立木販売箇所位置図

物件番号	物件所在地	面積
3号	いわき市田人町荷路夫字風越国有林 364ち1林小班	3.23ha



S=1/20,000



凡例

販売区域

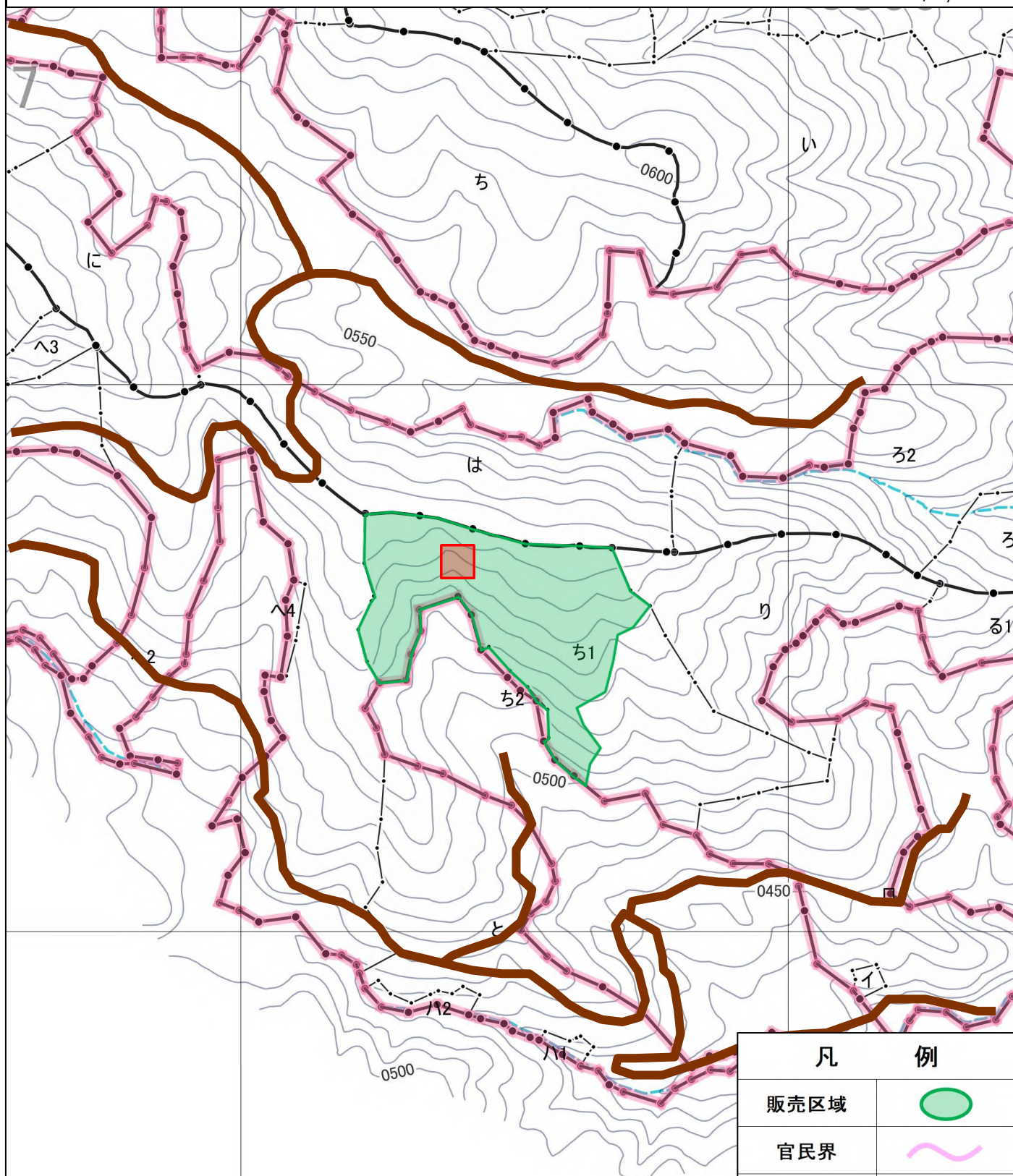


令和6年度 第2回 立木販売箇所区域図

物件番号	物件所在地	面積
3号	いわき市田人町荷路夫字風越国有林 364ち1林小班	3.23ha



S=1/5,000



凡	例
販売区域	
官民界	
林道	
沢等	
標準地	

販売物件明細書

3

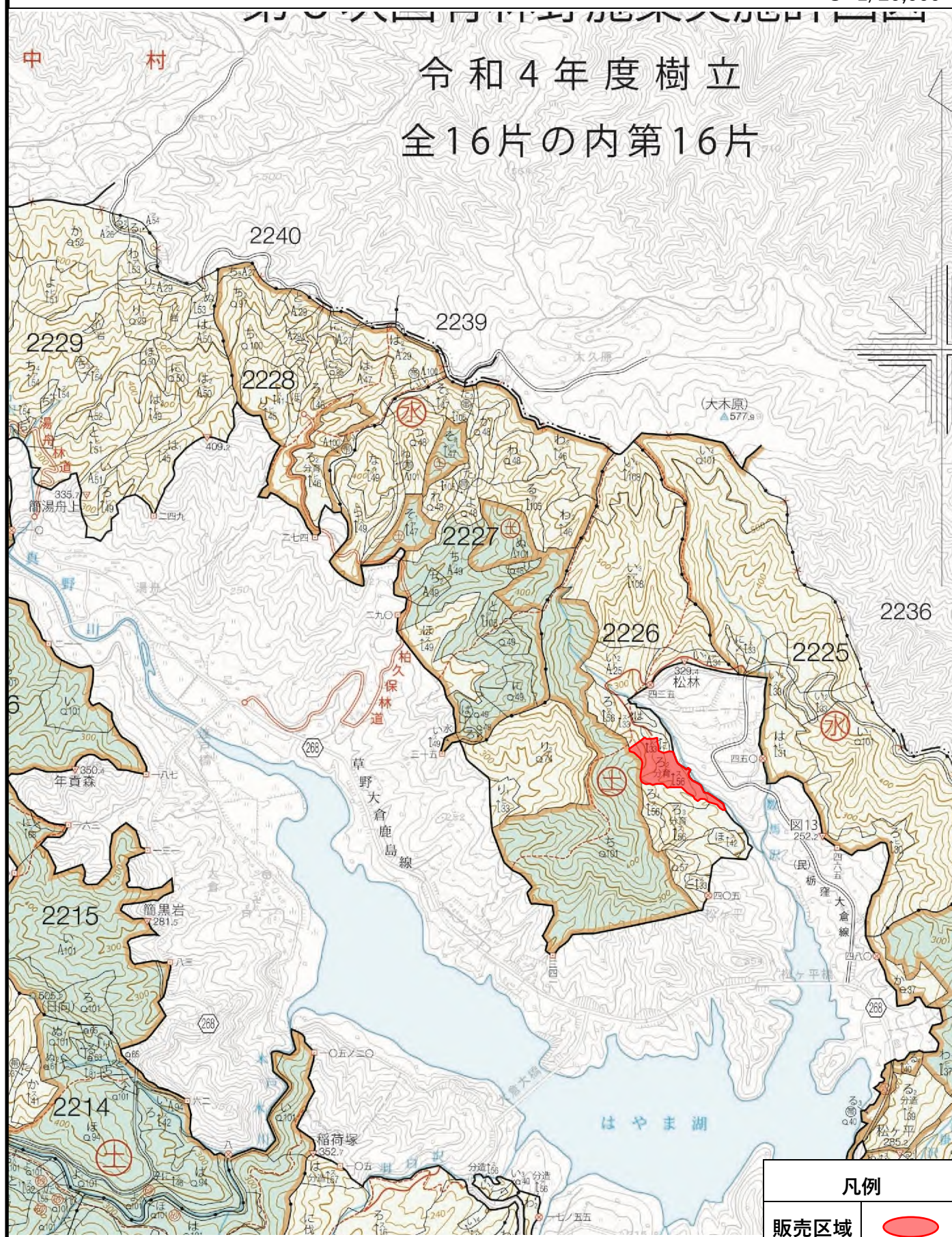
入札番号	物件所在地				面積(ha)	伐採種	森林事務所
3	いわき市田人町荷路夫字風越国有林 364ち1林小班				3.23	皆伐	旅人
樹種	種類	区分	本数	材積	※分収造林契約箇所 普通林		
スギ	生立木	一般材	3,592	1,270.11			
一般材N計			3,592	1,270.11	※搬出期間 契約日より 36ヶ月		
					※林齢 51 年		
スギ	生立木	低質材	3,700	643.84	※標準地内立木調査結果		
低質材N計			3,700	643.84			
					次頁参照		
低質材L計	生立木	低質材	108	17.94	※注意事項		
					本物件の調査数量は、標準地調査法により調査をしておりますので、本公告に記載している数量及び材積については、標準地の調査数量を面積比例した目安数量となります。入札にあたりましては、現物熟覧により入札をお願いします。		
合計			7,400	1,931.89			

標準地内立木調査結果（364ち1）

樹種	材種	径級	樹高	単材積	本数	実材積
スギ	一般材	14	14	0.11	2	0.22
スギ	一般材	14	15	0.12	1	0.12
スギ	一般材	14	16	0.13	1	0.13
スギ	一般材	14	17	0.14	1	0.14
スギ	一般材	16	14	0.15	1	0.15
スギ	一般材	16	15	0.16	4	0.64
スギ	一般材	16	16	0.17	4	0.68
スギ	一般材	16	17	0.18	3	0.54
スギ	一般材	18	14	0.18	1	0.18
スギ	一般材	18	15	0.19	1	0.19
スギ	一般材	18	16	0.21	3	0.63
スギ	一般材	18	17	0.22	5	1.10
スギ	一般材	18	18	0.24	1	0.24
スギ	一般材	18	19	0.25	1	0.25
スギ	一般材	20	15	0.24	2	0.48
スギ	一般材	20	16	0.25	3	0.75
スギ	一般材	20	17	0.27	5	1.35
スギ	一般材	20	18	0.29	6	1.74
スギ	一般材	22	15	0.28	1	0.28
スギ	一般材	22	16	0.30	1	0.30
スギ	一般材	22	17	0.32	4	1.28
スギ	一般材	22	18	0.34	7	2.38
スギ	一般材	22	19	0.36	1	0.36
スギ	一般材	24	17	0.37	2	0.74
スギ	一般材	24	18	0.40	6	2.40
スギ	一般材	24	19	0.42	6	2.52
スギ	一般材	24	20	0.45	2	0.90
スギ	一般材	26	18	0.46	1	0.46
スギ	一般材	26	19	0.49	6	2.94
スギ	一般材	26	20	0.52	1	0.52
スギ	一般材	28	18	0.52	1	0.52
スギ	一般材	28	19	0.55	6	3.30
スギ	一般材	28	20	0.59	3	1.77
スギ	一般材	28	21	0.62	1	0.62
スギ	一般材	30	18	0.59	1	0.59
スギ	一般材	30	19	0.63	2	1.26
スギ	一般材	30	22	0.74	1	0.74
スギ	一般材	34	20	0.82	1	0.82
スギ	一般材	38	23	1.16	1	1.16
スギ	低質材	10	9	0.04	1	0.04
スギ	低質材	10	11	0.05	2	0.10
スギ	低質材	10	12	0.05	3	0.15
スギ	低質材	10	13	0.06	1	0.06
スギ	低質材	12	9	0.05	1	0.05
スギ	低質材	12	11	0.07	4	0.28
スギ	低質材	12	12	0.07	2	0.14
スギ	低質材	12	13	0.08	3	0.24
スギ	低質材	12	14	0.09	4	0.36

樹種	材種	径級	樹高	単材積	本数	実材積
スギ	低質材	12	15	0.09	1	0.09
スギ	低質材	12	16	0.10	1	0.10
スギ	低質材	14	13	0.11	5	0.55
スギ	低質材	14	14	0.11	5	0.55
スギ	低質材	14	15	0.12	12	1.44
スギ	低質材	14	16	0.13	6	0.78
スギ	低質材	16	13	0.13	1	0.13
スギ	低質材	16	14	0.15	1	0.15
スギ	低質材	16	15	0.16	4	0.64
スギ	低質材	16	16	0.17	6	1.02
スギ	低質材	18	15	0.19	2	0.38
スギ	低質材	18	16	0.21	4	0.84
スギ	低質材	18	17	0.22	7	1.54
スギ	低質材	18	18	0.24	1	0.24
スギ	低質材	20	15	0.24	1	0.24
スギ	低質材	20	16	0.25	4	1.00
スギ	低質材	20	17	0.27	3	0.81
スギ	低質材	20	18	0.29	8	2.32
スギ	低質材	22	17	0.32	2	0.64
スギ	低質材	22	18	0.34	5	1.70
スギ	低質材	24	19	0.42	1	0.42
スギ	低質材	24	21	0.48	1	0.48
スギ	低質材	26	18	0.46	1	0.46
低質材L	低質材	10	12	0.05	1	0.05
低質材L	低質材	20	15	0.22	1	0.22
低質材L	低質材	20	16	0.23	1	0.23

S=1/20,000

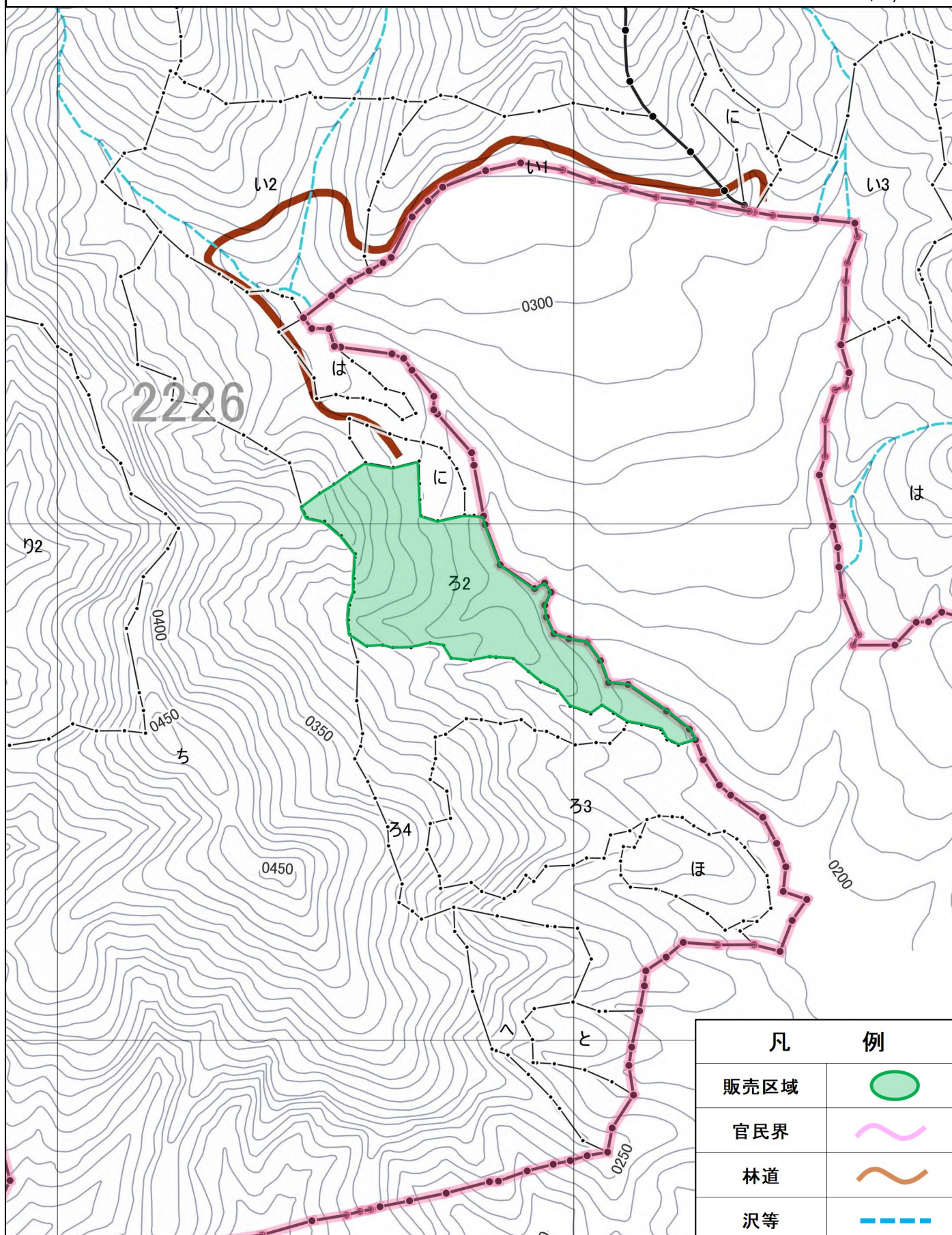


令和6年度 第2回 立木販売箇所区域図

物件番号	物件所在地	面積
4号	相馬郡飯舘村大倉字湯船国有林 2226ろ2林小班	3.13ha



S=1/5,000



凡	例
販売区域	
官民界	
林道	
沢等	

販売物件明細書

4

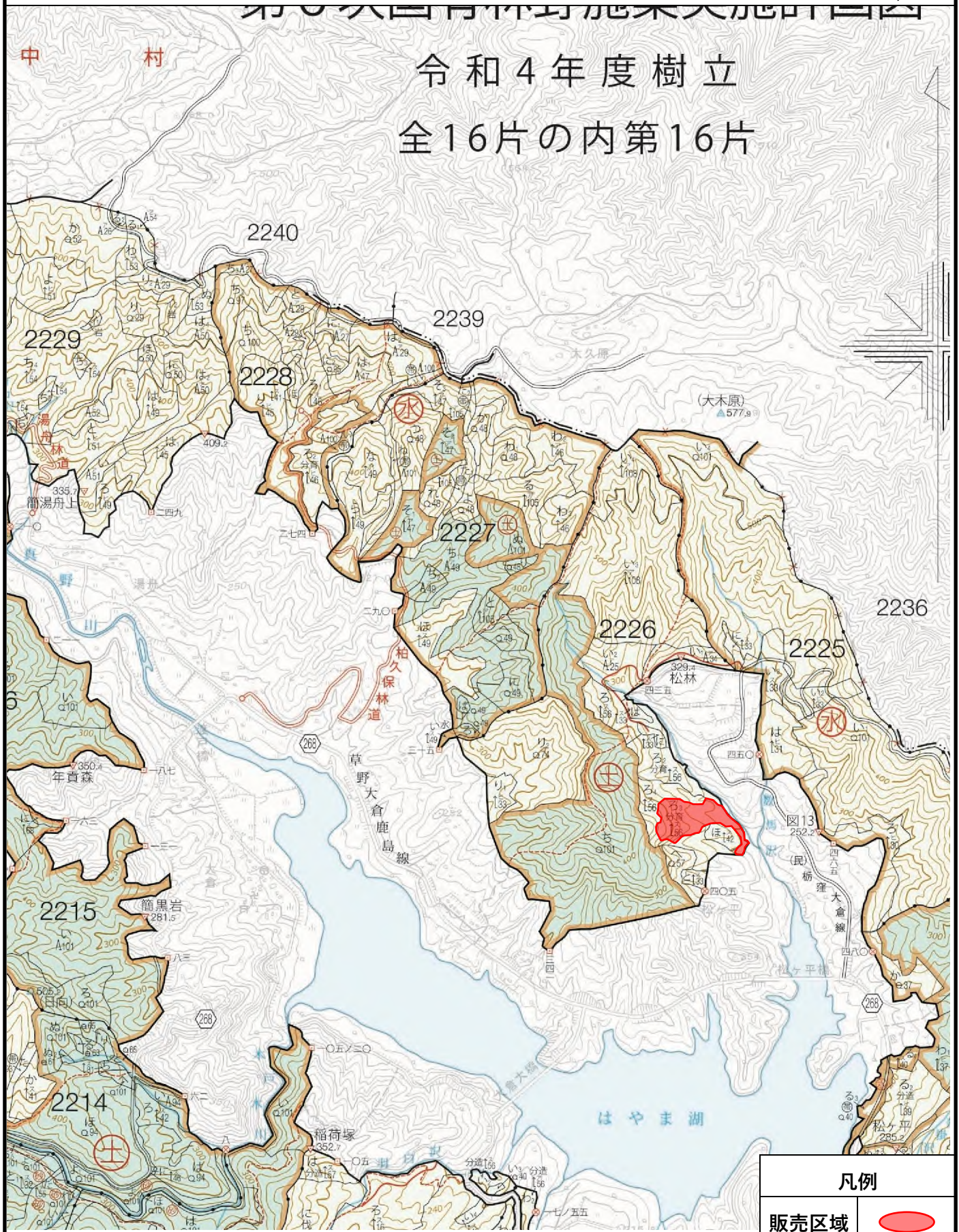
入札番号	物 件 所 在 地				面積(ha)	伐採種	森林事務所
4	相馬郡飯舘村大倉字湯船国有林 2226ろ2林小班				3.13	皆伐	草野
樹 種	種 類	区 分	本 数	材 積	※分収育林契約箇所 普通林		
ス ギ	生立木	一般材	2,037	2,548.56	※搬出期間 契約日より 36ヶ月		
モ ミ	生立木	一般材	1	0.90	※林齢 59 年		
一般材N計			2,038	2,549.46	※主要樹種径級別内訳		
ス ギ	生立木	低質材	653	312.04			
ア カ マ ツ	生立木	低質材	7	3.26			
モ ミ	生立木	低質材	5	0.38			
低質材N計			665	315.68			
ク リ	生立木	一般材	1	0.54			
ミ ズ キ	生立木	一般材	1	1.09			
一般材L計	生立木	一般材	2	1.63			
低質材L計	生立木	低質材	159	36.26			
	</						

令和6年度 第2回 立木販売箇所位置図

物件番号	物件所在地	面積
5号	相馬郡飯館村大倉字湯船国有林 2226ろ3林小班	3.71ha



S=1/20,000

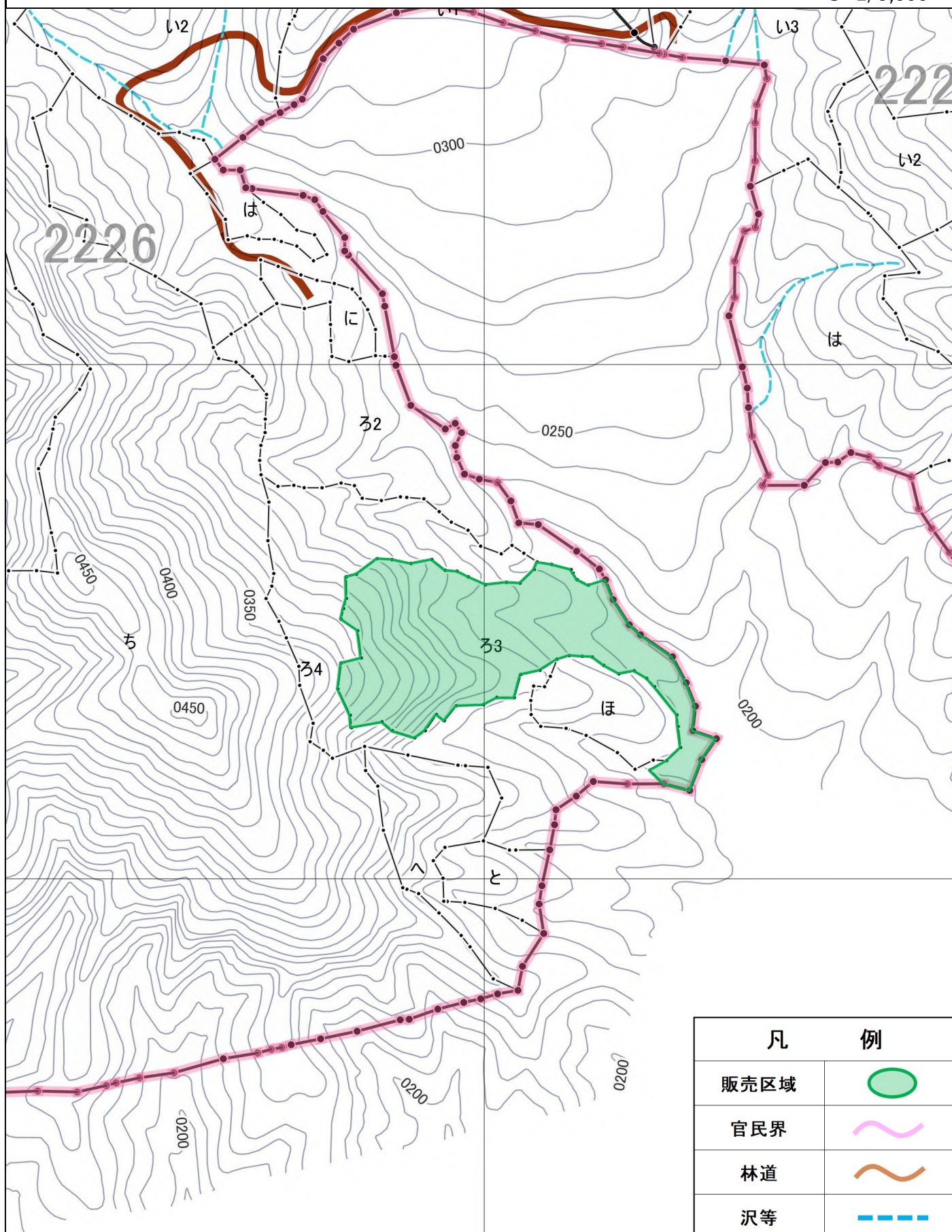


令和6年度 第2回 立木販売箇所区域図

物件番号	物件所在地	面積
5号	相馬郡飯舘村大倉字湯船国有林 2226ろ3林小班	3.71ha



S=1/5,000



5

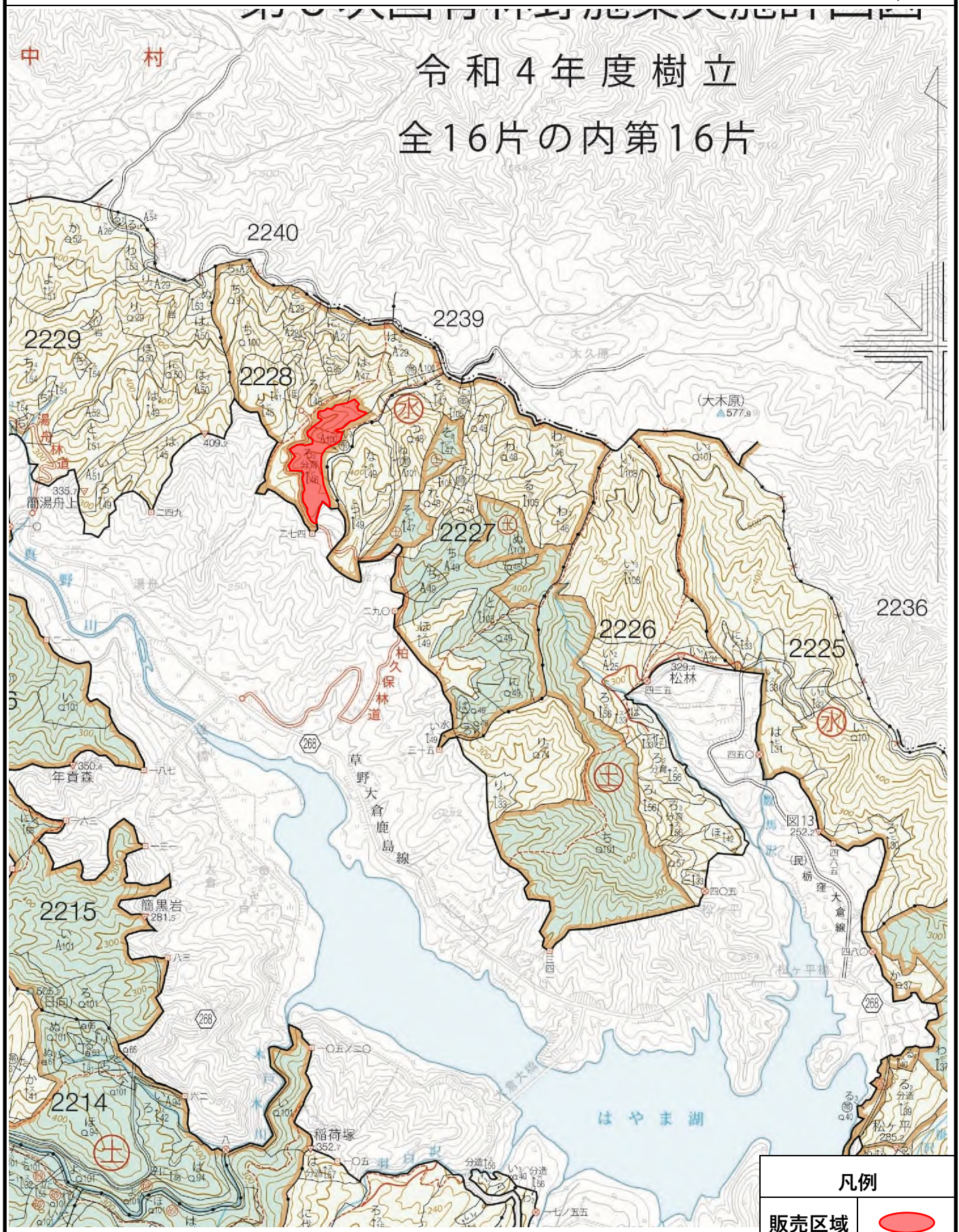
径級	樹高	スギ
14	15	1
16	18	4
18	21	12
20	22	21
22	24	41
24	24	52
26	25	75
28	25	83
30	26	102
32	26	105
34	26	128
36	27	133
38	27	147
40	27	174
42	28	134
44	29	126
46	30	101
48	30	103
50	31	63
52	31	69
54	31	55
56	31	31
58	31	21
60	31	13
62	32	8
64	33	9
66	33	8
68	33	2
70	35	1
76	35	1
78	34	1
計		1824

令和6年度 第2回 立木販売箇所位置図

物件番号	物件所在地	面積
6号	相馬郡飯舘村大倉字湯船国有林 2228ろ2林小班	4.86ha



S=1/20,000

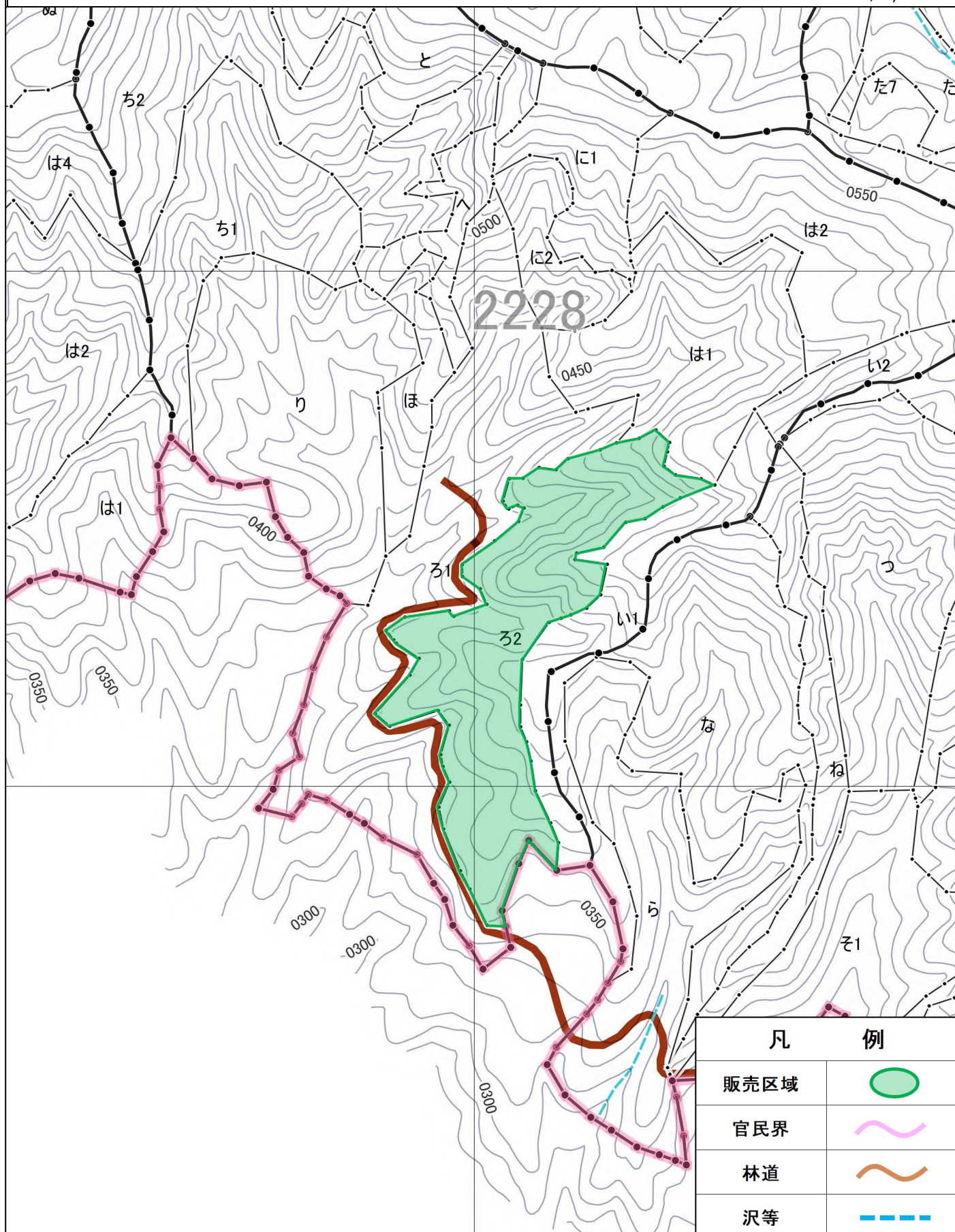


令和6年度 第2回 立木販売箇所区域図

物件番号	物件所在地	面積
6号	相馬郡飯舘村大倉字湯船国有林 2228ろ2林小班	4.86ha



S=1/5,000



6

[illegible]